Call for Municipal Housing Applications (June 2024 Application Round, Point-based system)

\bigcirc Dates/location of application pamphlet distribution for June 2024

Dates: June 6(Thu) to June 16(Sun), 2024

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Municipal Information Center (Shisei Jyoho Senta, Sendai City Hall, Main Bld. 2F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Sendai City Council of Social Welfare ward offices(Syakai Fukushi Kyogikai), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Sendai Tourism, Convention and International Association SenTIA),Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

 \bigcirc Application Deadline

Applications must be postmarked by **June 16(Sun)** Send applications by post in the official envelope.

 \bigcirc About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

○ Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **Oct 6(Tues)**, **2024**. For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (June 2024)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka 3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai (Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F) Tel: 022-214-3604

Call for Applications

Notice on Sendai Municipal Housing Applications (Point-based), June 2024

About the "point-based" system:

Points will be calculated for each applicant's level of necessity based on the "Housing Hardship Assessment Form" portion of the application form. Housing will be assigned to those with the most points first. The points reflect the amount of space per household member, living conditions such as bathing facilities etc., household income, percentage of income paid as rent, single-parents/members with disabilities, past evictions, etc.

In cases where several applicants have the same number of points, housing will be assigned by lottery.

The application period is June 6th-16th, 2024.

<u>All applications are accepted by postal mail.</u> (Applications delivered in person or by phone are not accepted.)

Applications postmarked by June 16 (Sun.) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

☆Notice on Sendai Municipal Housing (June 2024)

☆Sendai Municipal Housing Application Form/Housing Hardship Assessment Form (June 2024)

☆List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (for June 2024 application) Make sure you have all the above items.

- Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- Please read the "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.

■ Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.

■The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.

■If there are fewer applicants than vacancies in the June application period, further application rounds will be held as needed.

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai. As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing (excluding cases in which a household is being divided, e.g. due to the marriage of a child).

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ (令和6年6月募集・ポイント方式)

令和6年6月募集パンフレットの配布期間・配布場所 \bigcirc

配布期間 : 令和6年6月6日(木)~16日(日)まで

仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、市政情 配布場所 報センター(仙台市役所本庁舎2階)、区役所、総合支所、青葉区役所戸籍住民課 仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センタ ー、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供 給公社、仙台観光国際協会、高砂・鶴ケ谷・四郎丸・茂庭管理事務所

申し込み締め切り日 \bigcirc

令和6年6月16日(日)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込み下さい。

O ポイント方式とは

「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入 居者を決定します。

評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。





入居は、令和6年10月8日(火)を予定しております。 詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和6年6月)」をご覧下さい。

問い合わせ先 : 公益財団法人仙台市建設公社 募集課 仙台市青葉区国分町3丁目10番10号 (仙台市役所国分町分庁舎2階) TEL214-3604 FAX214-8592

令和6年度 **仙台市営住宅 入居募集のごあんない** [ポイント方式]/【令和6年6月】 ポイント方式とは

申込書の「住宅困窮度申告書」に基づき住宅困窮度の点数化を行い、評価点の高い方から入居者を決定します。評価は世帯人員における住戸面積、風呂等の設備状況、世帯の所得状況、家賃負担率、ひとり親世帯・障害者世帯等の世帯状況、立退きの有無等の項目により判定します。 評価点が同一の場合は、抽選により入居者を決定します。

申込期間は令和6年6月6日~6月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません) 6月16日(日)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和6年6月)」

- ★「仙台市営住宅入居申込書·住宅困窮度申告書(令和6年6月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和6年6月定期募集)」がそろっているかご確認ください。
- ◆市営住宅には申込資格の制限があります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た 個人情報を、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用する ことはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の6月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集 を行う場合があります。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課 〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階) ☎(022)214-3604 FAX (022)214-8592

もくじ

| ~~ | -シ |
|---|---------|
| 1. ポイント方式とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | 3 |
| 3. 申込みから入居までの流れ | 4 |
| | 5 |
| 5. 申込資格 ············ (| 6 |
| 6. 申込資格緩和要件 ···································· | В |
| 7. ペットと一緒に入居可能な住宅について1(| D |
| 8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分 ···································· | 2 |
| 9. 申込みについての注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 10. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です) ···································· | 4 |
| 11. 申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例) ···································· | 5 |
| 12. 世帯の所得月額の計算対象となる収入2 | 1 |
| 13. 世帯の所得月額の計算手順 | 1 |
| 14. 所得計算の方法 | 2 |
| 15. 所得から控除する金額 ······20 | 6 |
| 16. 世帯の所得月額の算出 ······2 | 7 |
| 17.家賃 | |
| 18. 入居者の選考 | |
| 19. 二次審査(一次審査通過者のみ) ·····29 | |
| 20. 入居手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール ····· 32 | |
| 22. 市営住宅の種類 ···································· | |
| 23. 市営住宅位置図 (青葉区) ······38 | |
| 24. 市営住宅位置図 (宮城野区) ······ 4 | |
| 25. 市営住宅位置図(太白区) ······42 | |
| 26. 市営住宅位置図(若林区) ···································· | · · · · |
| 27. 市営住宅位置図(泉区) ······ 4. | _ |
| 28. 各市営住宅への交通手段 ······ 4(| 6 |

令和6年度の募集スケジュール 5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式) 9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式) 1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式) ※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ポイント方式とは

~° ~ "

申込者の住宅に困っている度合いを「居住環境」「収入・家賃負担」「世帯状況」等の項 目ごとに点数化し、評価点の高い申込者に入居決定する方式です。 住宅に困っている度合いを適切に把握するために、二次審査ではさまざまな確認書類 を提出していただく必要があります。

ポイント方式は、申込者本人の申告によって点数が決まります。お間違いのないよう正確にご記入ください。 お申込み後は、理由を問わず記入内容の変更ができません。 なお、虚偽による申告の場合には、失格となる場合がありますのでご注意ください。

ポイント方式の申込みにあたっての注意事項

○ 申込みにあたっての大切な事項ですので、必ず確認のうえお申込みください。

- ① 市営住宅入居申込書(以下「申込書」という)と住宅困窮度申告書(以下「申告書」とい う)の両方の記入および提出が必要です。
- ② 一次審査では、申込書・申告書に記入された内容に基づき点数を配点するため、未 記入の項目については配点されません。
- ③申込み後は、理由を問わず記入内容の変更はできません。
- ④申込書・申告書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- ⑤ 一次審査において申込書・申告書に基づき配点を行い、同点の場合においては、公開 による抽選により順位を確定します。 抽選対象者の方に対しては、改めて抽選番号をお知らせいたします。 抽選に際しては、抽選対象者はポイントが同点の方と限定しておりますので、優遇措置 などは行いません。(抽選玉は1世帯1球となります)

- ⑥ 一次審査の後、ポイントが上位の方およびポイントが同点で抽選の結果、当選となっ た方について、二次審査として書類審査を実施いたします。
 - ・申込書、申告書の内容を確認するため、証明書類の提出が必要です。 <例えば>

住民票、(非)課税証明書(16歳以上は必要)、住宅状況証明書等

(注意)

入居申込者が市営住宅申込書・住宅困窮度申告書において申請された内容が事実と異な る場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には、原則として失 格となります。

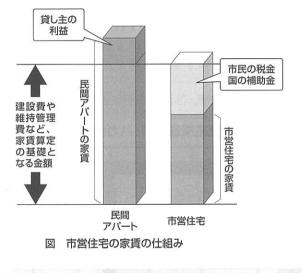
2. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている 市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく 必要があります。



◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者 補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついて います。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して 入居していただくものです。

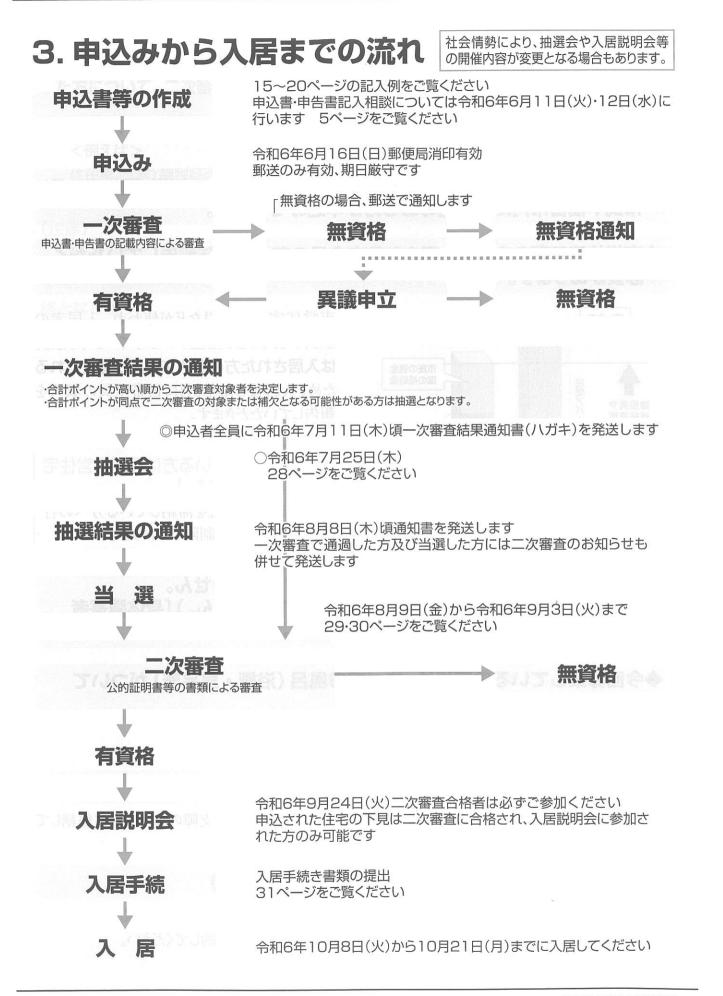
◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(33ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。 駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

市営住宅には市税などが使われ、入居者の 家賃が安くできる仕組みになっています。家賃 は入居された方の収入に応じて算定される ため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を 報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅 へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行 政サービスを一部制限しております)



4. 申込書等記入相談窓口の開設

市営住宅入居申込書・住宅困窮度申告書の記入方法、申込資格等で不明な点がありましたらご利用ください。 相談には、給与や年金など収入を証明する書類、賃貸借契約書、その他必要な書類を必ずご持参ください。期 間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違う場合がありますのでお断りしています。 ※必要書類がすべてそろわない場合には、正確なポイント計算の相談ができないことがあります。 ※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

次のような相談はお断りします

令和6年6月定期募集

●申込資格がないのに申込みをしたい。●抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。 ●事前に住宅の下見をさせてほしい。



場 所

仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号

5. 申込資格

申込みされる方は次の1~8のすべての資格を満たすことが必要です。 <申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避 難者の方は条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方 についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(7ページをご覧ください) ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等は、分割して申込むことができます。
 ※「配偶者等からの暴力被害者」とは…

配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から 5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内 の被害者及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行 されている被害者(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等 に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことです。 ※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

●市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。

●入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下) (12ページを確認ください)(計算方法は21ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

●家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税·軽自動車税(種別割)・固定資産税·都市計画税)を滞納 している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

●申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

※UR 賃貸住宅 (旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができます。 ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。 ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

| 単身で申込み 次の (1) ~ (12) のいずれかに該当する方です。<申込 |
|--|
| (1) 60歳以上の方 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級まで (市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者とし (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級かり (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病 ビス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受 (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号 表第1号表の3の第1款症の方 (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1 (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等 (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、 (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関す (11) 配偶者等からの暴力被害者の方 (12) 犯罪被害者等の方 ★身体上または精神上著しい障害があるために常時の方 |
| できない方は、申込みできません。 |
| 2人以上居住で申 現在、同居している親族または同居を |
| ★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日に婚姻届を提出できる方に限ります。 申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態事情にある者を含む)にある方は申込みできません。 当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証未成年の場合は保護者の同意書が必要です。 ★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未成ている場合に限ります。当選した際には、入居者全員の住民 |
| 夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切していなければ失格となります。ただし、配偶者等①戸籍上で離婚を確認できること ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明 ③住民票によって1年以上の別居が確認できること 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明ンターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等に証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力が配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出 「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の何 ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となっ ②現在居住している住宅またはその付近においてることが困難となった場合 であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への ※いずれも、申込資格の1を満たしていることが |

ょされる方 込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります>

でに該当する程度の方

- して認定を受けたことを証明できる方)
- ら3級までに該当する程度の方
- よ「B」に相当する程度の方
- 病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サー さけており、医師の診断書がある方
- 岩表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別

1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等 こ関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項

日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方 する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

介護を必要とする方で、常時の介護を受けることが

ヨ込みされる方

予定している親族がいる方です。

日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内

態 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

正明を提出していただきます。さらに申込者本人が、

にある者と申込むことができます。

届の妻・夫<u>(続柄の記載が「同居人」は不可。)」</u>と記載され 民票及び戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

J日現在において①~③のいずれかの要件を満た 等からの暴力被害者を除きます。

明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない) と及び復縁の意思がないことを確認できること

E明として、当選した際には配偶者暴力相談支援セ 明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する 」対応機関等による「公営住宅への入居等に関する

出していただきます。(警察の証明は含みません) 住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ った場合

犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続け

の照会の同意書を提出していただきます。 が条件となります。

6. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和され ます。

主な緩和内容

●収入状況に関わらず申込むことができます。

申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でなくても申込むことができます。

●単身で申込むことができます。

単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)

●仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でなくても申込むことができます。

対象者

●申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお 問い合わせください。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

●被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類 住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和 されます。

緩和内容

6ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和さ れます。内容は次のとおりです。

- ●仙台市に住所または勤務場所がなくても申込むことができます。 市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住し ておらず、勤務地が仙台市内になくても申込むことができます。
- ●持家があっても申込むことができます。 市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込むことができます。
- ●収入要件の一部が緩和されます。 難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

※許可近必要な動物の場合は許可証を確認します。 当識してき確認ができない場合は、失格と告案 彼

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」(不明な場合は、各 自治体にお問い合わせください。)に居住していた方

必要な書類

●支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

▲注意

※6・7ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。 ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。 ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。 ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時 点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避

7.ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格(ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方)

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世 帯が申込むことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和6年6月募集)」の<ペットと一緒に入居可能な住宅>に記載している住 宅に申込むことができます。

※ペットと一緒の入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑を かけないことが条件となります。

また、法令(動物の愛護及び管理に関する法律など)で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管 理(狂犬病予防など)がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「靏札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選 してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケース があります。

4. 申込みにあたっての注意事項

(1)ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等は行っ ておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

(2)ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。 ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自 身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。

(3)動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入 し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。

(4)飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。

①動物は、自己の居室で飼育すること

②自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せ つをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと

③動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと

④動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと

⑤犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと

⑥犬·猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること

(?)動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること ⑧地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよ う留意すること

⑨動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと

⑩自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのこ とを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること

(1)犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと 12廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること ③外出等により長期間居室を不存にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯(所得月額158,000円以下)とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

●下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯(所得月額214.000円以下)とは…

※計算方法は21ページ以降をご参照ください。

●次の①~⑪のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方

②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方

③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方

④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービ ス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けており、医師の診断書がある方

⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別 表第1号表の3の第1款症の方

⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方

⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所 入所者等の方

⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

⑩60歳以上の単身の方

(1)60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

9. 申込みについての注意 [申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する] 手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。

- ○申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原 則として認めません。
- ○受付後の申込み内容の変更はできません。

○申込書の提出(一次審査)の際には、証明書類の提出は必要ありません。

○申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

○申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、 (公財)仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

(1) 重複して申込んだ場合 (申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書(同居 人欄含む、同一住宅でないものを含む)に出てくる場合は、全て無効となります。 (2) 申込受付期間外に申込んだ場合 (3) 申込書・申告書に不正の記載や不明な点があった場合 (4) 指定の申込書・申告書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

(1) 申込資格要件に欠けている場合

(2) 単身で申込む方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合

(3) 申込書・申告書の記載がないため、資格要件の判断ができない場合または得点の配点ができない場合 (4)目的別住宅(35・36ページ参照)に申込む方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合 (5) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合(子供の結婚等による世帯分離は除きます)

※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込むことができます。

※配偶者等からの暴力被害者は申込むことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

(1) 申込書・申告書において申告した内容が事実と異なる場合(虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出でき ない場合は、原則として失格となります。) (2) 家族を不自然に分割または合併している場合 夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①~③のいずれかの要件を満たしていなけ れば失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。 ①戸籍上で離婚を確認できること ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない) ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

(3) 申込資格のあること、または申告した内容を証明できない場合(一次審査の内容を含む) (例)住民票の「住民となった日」が申込締切日よりも後の場合は失格となります。 (4) 所得証明書、住民票、住宅状況証明書など審査に必要な書類を提出しない場合 (5)世帯の中に、市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいる場合 ※一次審査通過者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行

い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

(1)入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合 (2) 入居のために必要な手続きをしない場合(必要な手続きについては31ページをご覧ください) (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合 (4) 婚姻の予約者と申込み

①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証 明で確認できない場合

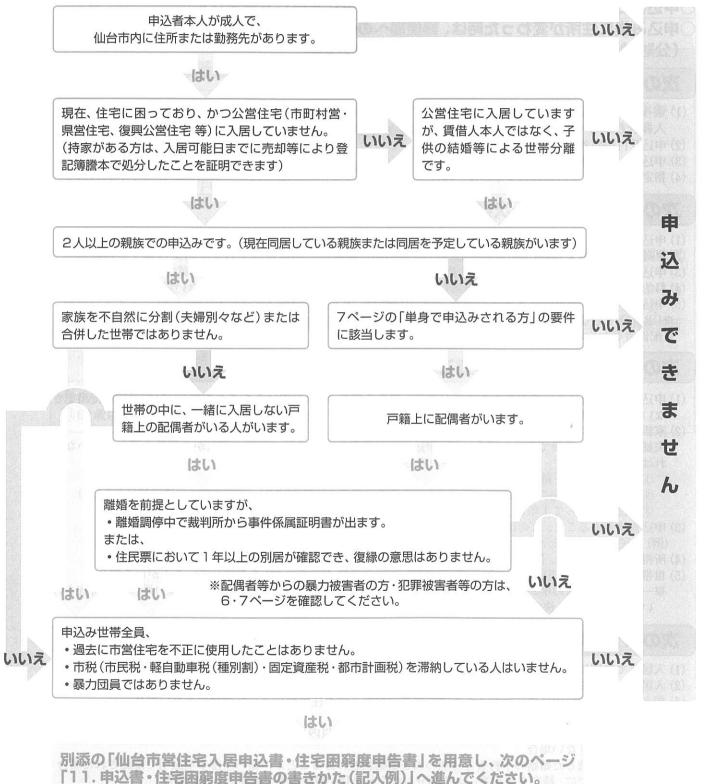
②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合 (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合 (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 申込資格の確認(6・7ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

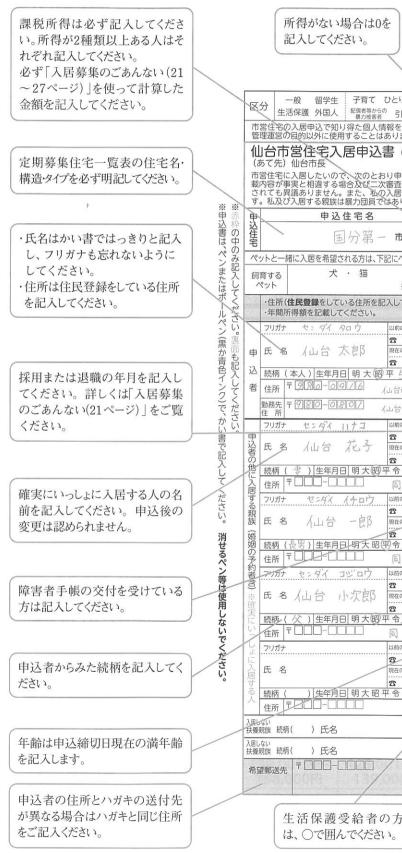
※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は 条件が異なりますので、8・9ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても 一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。



11.申込書・住宅困窮度申告書の書きかた(記入例)

●申込書には、事実を正確に記入してください。 ●ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。 ●訂正した場合は、必ず訂正箇所に訂正印を押してください。 ●赤枠の中のみ必ず記入してください。



| 場合は07 | を〕 (月 | 三込者の電 | 話番 | 号を記 | (人) | | | | | |
|------------------|-------------------------|---|-------------|--------------|----------|-------------------|--------|---------------|--------------|------------|
| さい。 | 11 | てください。 | > | | | | | | | |
| | \prec \subseteq | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 子育て | ひとり親多う | そ 高齢者 特 | 殊疾病 | 障害者 | 金港 | ຊ 選 | | | | |
| 配偶者等からの 暴力被害者 | | (· · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | · 裁量 | 受付番号 | | | |
| | 報を取り扱う | に当たっては、 | 入居道 | 電格審查及 | び市営住 | | 抽選番号 | | | |
| | | 年6月定期 | 裏集) | | | \leftarrow | | | | |
| | | 令利 | | 年 | 月 | | 抽選結果 | | | |
| 合及び二次 | の中込みます | 。なお、このE 資格または所行 ついて、関係様 | P込書 导基準(| (表面を含 | みまり)場合は失 | に格と | | | | |
| 暴力団員で | 人居有負俗にはありません。 | | 成民(この | 200 | とを回意 | x C # | 二次審査 | | | |
| 住宅名 | | 構造 | 5 | 为火 | プ | | 1 | 弓 (申込 | | |
|]分第一 | 市営住宅 | ~ 中 | 層 | 31 |) K | A Designed and | <××(| | | |
| れる方は、下 | 記にペットの種 | 類と頭数を記入 | してくた | ざい。(こ) | っから飼 | <u> </u> | | | | |
| ・猫 | 頭 | その他 | 2 | | |) \ | 頭 | | | |
| - 13 | | 亭集住宅一覧 | | | | | | 1 | | |
| いる住所を記 ください。 | 入してください | 。配偶者等から | の暴力 | 被害者のた | がは生活の | の実態の |)ある所。) | 控防 (Oで囲/ | の種物 | |
| 7ロウ | 以前の勤務先名 | | | 年 月退職 | 給与 | 2634 | 4.400 | | | 7. |
| 大官B | ⑦ (現在の勤務先名 |) 青葉商事 | | -T- 7 JALAA | 事業 | 210 5 1 | 1100 | | 特舅扶奶 | * 2 |
| | | AAA) XXX | X | 律4月採用 | 年金 | | | 白什時 | cto | 親 |
| 3 明大(昭) 1/16 | | | 34 | 生活保護 | | - 0 P | + | 身体障 療育手 | Soldier St. | 級判定 |
| 1 | | 青葉町 07日 | | | F11°-F 1 | 02号至 | | 精神障 | | 級 |
| 1 | | 下町通 0 | 」日 × | 备一号 | | | | 治療方法が 疾病その | | |
| 1173 | | 青葉商事 △△△) XXX | xx 24 | 年/月退職 | 給与 | | 0 | 親 老 扶 | | |
| 花子 | | 国 ☆ ベ-カリー 0 0 0) △ △ △ | / 6 | 年 2月採用 | 事業 | | / | 身体障 | | 級判定 |
| 1明大(昭)3 | | | | 生活保護 | 年金 | / | | 精神障 | 害 | 級 |
| | 同上 | | | / | | | | 治療方法が 疾病その | 確立して 他特殊な | いない |
| (400 | 以前の勤務先名 () | | | 年 月退職 | 給与 | | | | 特募 | |
| 一良月 | 現在の勤務先も | | | 年 月採用 | 事業 | | | 身体障 | | 級 |
| 山明天昭任 | 1 四 (19令30年5 |) 月5日(| 分歲 | 主活保護 | 年金 | | | 療育手 | | 判定級 |
| םםי | 同上 | | | | | | | 治療方法が 疾病その | 確立して 他特殊な | いない (疾病 |
| 15/10/ | 以前の勤務先名 | | | 年 月退職 | 給与 | | | 親老族 | 特娟 | |
| 小次郎 | ⑦ (現在の勤務先名 | / | | 年 月採用 | 事業 | | | 身体障 | 害 | 級 |
| 明大昭平 | ☎ (平令22年// |) 月/0日 7 | 6歲 | 生活保護 | 年金 | | 0 | / 療育手/ 精神障 | | 判定級 |
| | 同上 | | 0 100 - | | | | | 治療方法が 疾病その | 確立して | いない |
| | 以前の勤務先名 | | / | 年 月退職 | 給与 | | | 親老 | 特赛 | r V |
| / | 日本(現在の勤務先名) | / | | | 事業 | | | _族 扶 身体障 | 扶 娟 害 | 級 |
| | a (| | | 年 月採用 | | | | 勝育手 | | 判定 |
| <u>]明大昭平</u> | 平令 年 | 月 日 | 歳 | 主活保護 | 年金 | | | 精神障 治療方法が | 確立して | |
| | / | / | | | | | | 疾病その | 他特殊な | 疾病 |
| | 生年月日 | 年月 | 日住所 | Ŧ | | | | | | |
| | 生年月日 | 年月 | 日住所 | Ŧ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| / | Contraction of the | | | | | | | | | |
| | | (| | | 0. 21 | | | | 0.0 |) |
| 受給者0 |)方 | | 税法 | 长上認 と | 551- | ている | 控除の |)種類 | で当 | |

てはまるものを〇で囲んでください。

| ●未記入の項目については、 | 配点されません。 | 記入いただいた項目のみ配点対象になります。 |
|---------------|----------|-----------------------|
| | | |

●後日、証明書類等を提出していただき、申告した点数や内容について確認いたします。 また、二次審査に必要な書類の例を、□印でお示しいたします。なお、必要書類の例は、 30ページにも記載がございます。

●虚偽の申告をした場合や証明書類等を提出できない場合等は、原則として失格となりま すのでご注意ください。

●申込締切日「現在」の状況から各問にお答えください。

●申告内容をあとで確認できるよう、控えをお取りください。

(1)問1-1について

·家屋の最低「居住水準」となる面積と比べて、住宅困窮度を確認するものです。

・住居の 「賃貸借契約書 | に記載されている対象住戸の 「専用面積」 を記入してください。 倉庫や事務所など にお住まいの場合は、「Om」と記入してください。

□住居の「賃貸借契約書」 □その他必要とされる書類

(2)間1-2について

・「仙台市営住宅入居申込書」に合わせて、年齢区分ごとの人数を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

(3)問2-1について

・「政令月収額」における住宅困窮度を確認するものです。

・「入居募集のごあんない」21ページから27ページの「12.世帯の所得月額の計算対象となる収入」から「16. 世帯の所得月額の算出」を確認して、記入してください。

・22ページから25ページにおける個人の年間所得を合計した27ページの「世帯の年間所得金額」を記入し てください。

□所得証明書 □その他必要とされる書類

(4)問2-2について

・26ページの「所得から控除する金額」を合計して、27ページの「合計控除金額」を記入してください。

※太枠内は、参考までに加点計算方法をお示ししたものですので、記入の必要はございません。

住宅困窮度申告書(令和6年6月募集・ポイント方式)

説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

(注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした 場合、原則として失格となりますので注意してください。

問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。 ※間取り(例:6畳)や部屋タイプ(例:1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含 みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

| 年齡区分 | 10歳以上 | 9歳~6歳 | 5歳~3歳 | 2歳以下 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 人数 | 3 V | 人 | 人人 | 人 |

参考(加点計算方式)※記入は不要です

| 年齡区分 | 10歳以_ | F | 9歳~ | 6歳 | 5歳 | 彘~3歳 | 2 | 歳以下 | 合計 |
|----------|---------|-----|------------------|--------|------|---------|-----|----------|--------------------|
| 人数 | 1.0 | | 0.7 | '5 | | 0.5 | | 0.25 | 小数点切上げ |
| 世帯人数 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 世帯人員 | 1人 | | 2人 | 3 | 人 | 4人 | | 5人 | 6人 |
| 最低居住面積水準 | 25m² | | 30m ² | 40 |)m | 50m | î | 57m² | 66.5m [*] |
| | ポイント = | (住宅 | この専用面積 | 責÷ 最低) | 居住面積 | 述準)× 10 | 0 = | <u>.</u> | <u>%</u> |
| 居住水準ポイン | - 100%以 | F | 80~100 | %未満 | 60~8 | 80%未満 | 40~ | -60%未満 | 40%未満 |
| 点 数 | 0点 | | 1点 | į | | 2点 | | 3点 | 4点 |

| 也带八頁 | | 2八 | э, |
|----------|------------------|------------------|----|
| 最低居住面積水準 | 25m ² | 30m ² | 40 |
| | | | |

| 居住水準ポイント | = (住의 | 宅の専用面積 | ÷ 最低ル |
|----------|-------|--------|-------|
|----------|-------|--------|-------|

| 年齡区分 | 10歳以 | F | 9歳~ | ·6歳 | 5歳 | 表~3 歳 | 2 | 歳以下 | 合計 |
|----------|---------------------|-----|------------------|-----|------|---------------|-----|--------|--------------------|
| 人数 | 1.0 | | 0.7 | '5 | | 0.5 | | 0.25 | 小数点切上げ |
| 世帯人数 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 世帯人員 | 1人 | | 2人 | 3 | 人 | 4人 | | 5人 | 6人 |
| 最低居住面積水準 | 25m² | 3 | 30m ² | 40 |)m | 50m | î | 57m² | 66.5m ² |
| 居住水準 | [■] ポイント = | | | | | 水準)×10 | | 2 | <u>%</u> |
| | N 100%12 | 上 (| 80~100 | %木滴 | 60~8 | 10% 木満 | 40~ | -60%未満 | 40%未満 |
| 店住小华小1ノ | | | | | | | | | |

| 問2-1 | 「入居募集のごあんない」22~25・27ページを確 |
|------|---------------------------|
| | 川世のケ明ブタクダ |

世帯の年間所得金額

合計控除金額

参考(加点計算方式)※記入は不要です

| 世帯の所得月額 | = | (世帯の年間所得金額・ | - 2 |
|---------|---|-------------|-----|
| | | | |

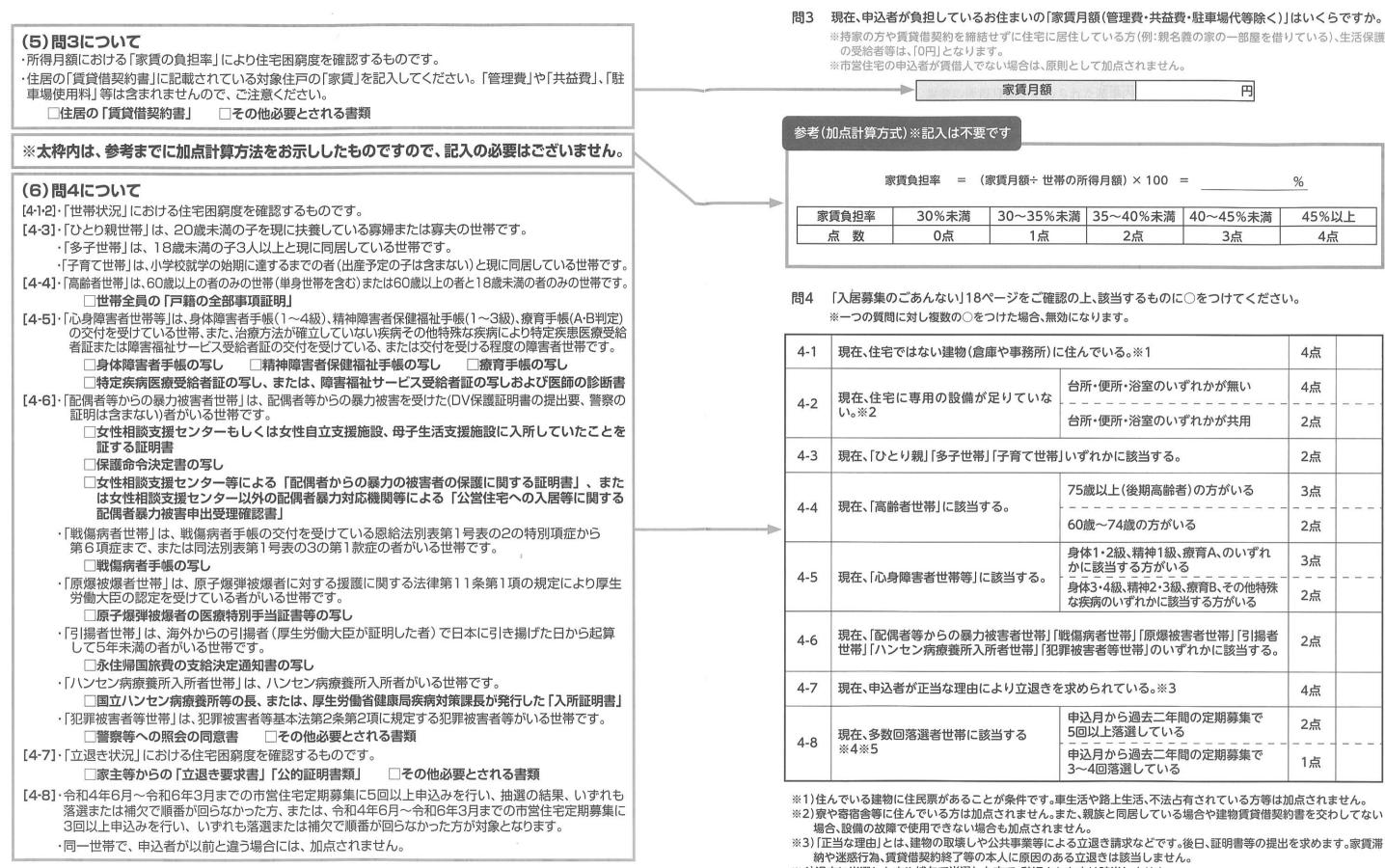
| 所得月額 | 158,001円~ | 139,001円~ 158,000円 |
|------|-----------|-----------------------|
| 点 数 | 0点 | 1点 |

「入居募集のごあんない」16~19ページの記入例や21ページ~27ページの所得計算の解

認し、世帯全員の年間所得金額の合計を記入してください。 2.634.400 円

問2-2 「入居募集のごあんない」26・27ページを確認し、所得から控除する金額の合計を記入してください。 1340.000 円

> 合計控除金額)÷12 = 円 123.001円~ 104.001円~ 0~104,000円 139,000円 123.000円 2点 3点 4点



※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。 ※5)特定枠募集は該当しません。

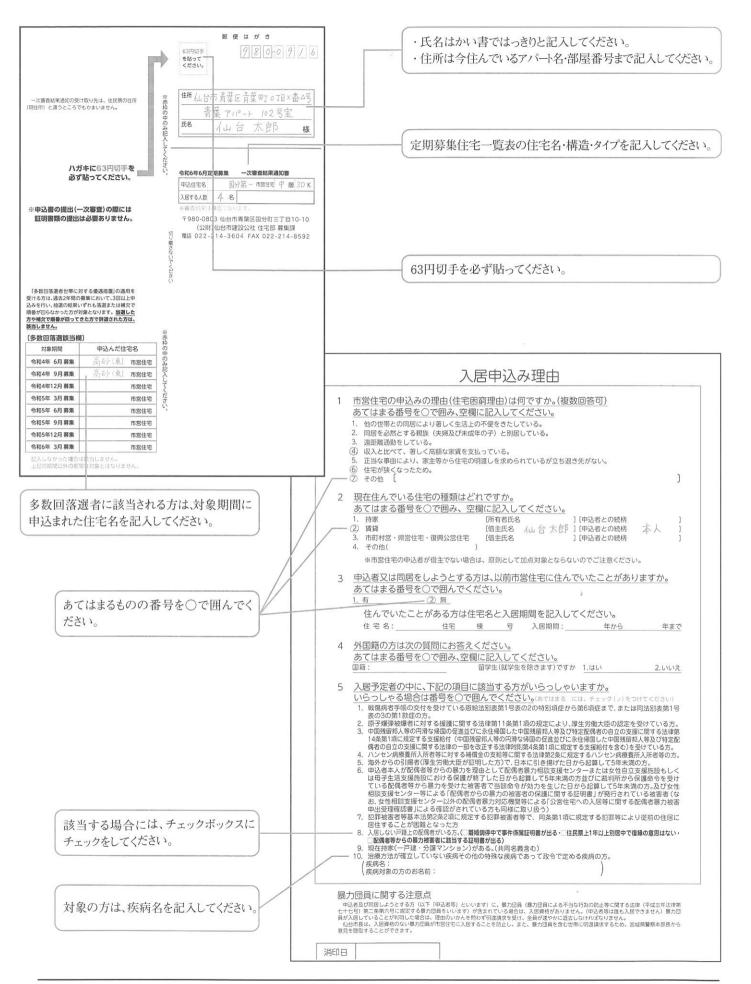
※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護

| | 円 |
|--|---|
|--|---|

%

| 35~40%未満 | 40~45%未満 | 45%以上 |
|----------|----------|-------|
| 2点 | 3点 | 4点 |

| ぎいる。※1 | 4点 | |
|---|----|--|
| 便所・浴室のいずれかが無い | 4点 | |
| 便所・浴室のいずれかが共用 | 2点 | |
| いかに該当する。 | 2点 | |
| 以上(後期高齢者)の方がいる | 3点 | |
| ~74歳の方がいる | 2点 | |
| ・2級、精神1級、療育A、のいずれ 亥当する方がいる | 3点 | |
| ・4級、精神2・3級、療育B、その他特殊 病のいずれかに該当する方がいる | 2点 | |
| 者世帯」「原爆被害者世帯」「引揚者 者等世帯」のいずれかに該当する。 | 2点 | |
| られている。※3 | 4点 | |
| 月から過去二年間の定期募集で 【上落選している | 2点 | |
| | 1点 | |



12. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、高齢者世帯 等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→12ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全 員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し22ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

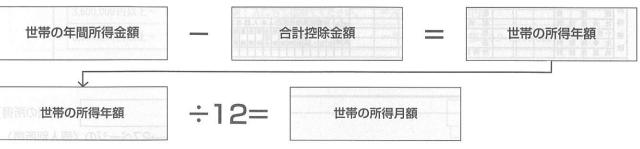
| 給与収入 | 給料・俸給・賃金・賞与等(残業手 手当等の非課税分を除く)の支給 |
|-------|--------------------------------------|
| 事業収入等 | 事業収入・配当収入・不動産収入 |
| 年金収入 | 厚生年金・共済年金・国民年金・企 れた金額。ただし、障害年金・遺族 |

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア)障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・ 児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ)募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される 算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ)募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・ 採用年月を記入してください。

13. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(22~25ページ) 世帯全員の所得を合計する(27ページ) ※「申告書」問2-1 世帯全員の控除額を算出する(26ページ) 世帯全員の控除額を合計する(27ページ) ※「申告書|問2-2 下の計算式にあてはめてください。



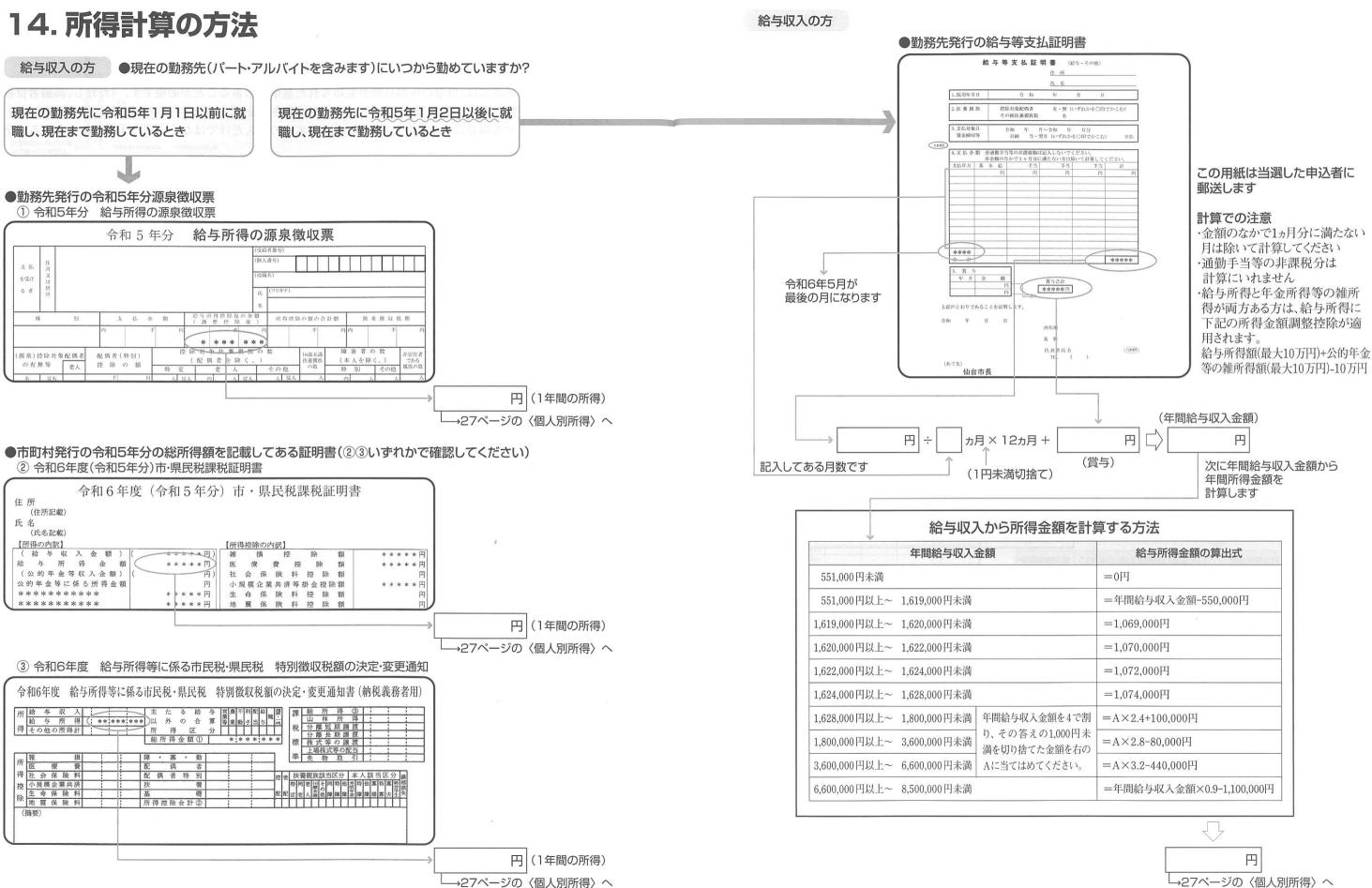
手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤 合された金額。

・個人年金の給付金など。

業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給さ 年金・寡婦年金等を除く。

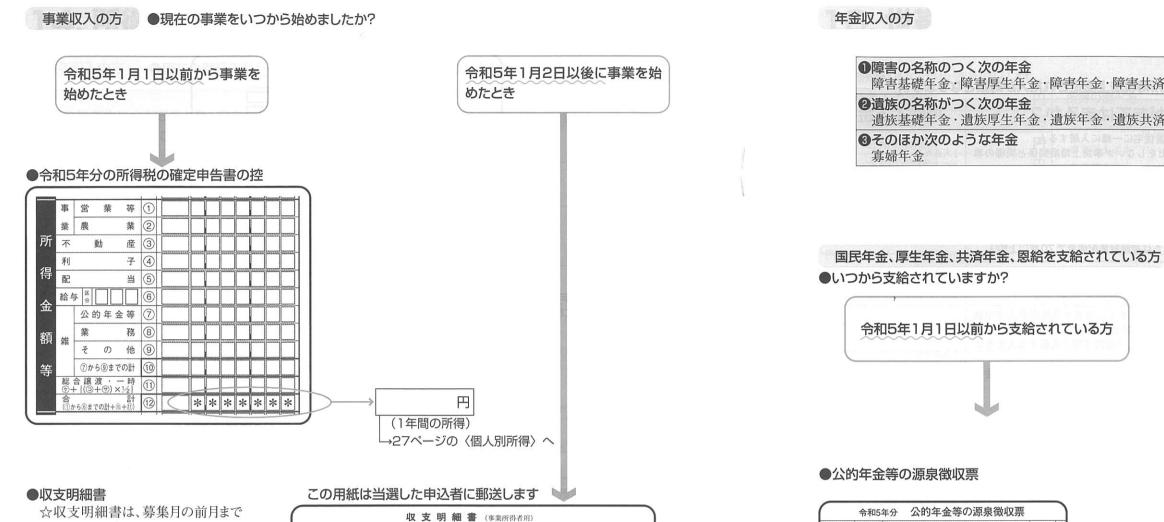
損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・

場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計



| | 給与所得金額の算出式 |
|------------------------|--------------------------|
| | =0円 |
| | =年間給与収入金額-550,000円 |
| | =1,069,000円 |
| | =1,070,000円 |
| | =1,072,000円 |
| | =1,074,000円 |
| iを4で割 000円未 額を右の | =A×2.4+100,000円 |
| | =A×2.8-80,000円 |
| ださい。 | =A×3.2-440,000円 |
| | =年間給与収入金額×0.9-1,100,000円 |

→27ページの〈個人別所得〉へ



の12ヵ月間(12ヵ月にならないときは 今の仕事を始めてから募集月の前 月までの期間)について自分で記 入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位ま で正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申 告において税法上必要経費として 認められるものに限ります。
- ・明細書の内容について、書類を確 認する場合があります。

計算での注意

24

- ·金額のなかで、1ヵ月分に満たない 月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ 月分に満たない場合は0円として計 算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨て てください。

| 1. 事 | 業及び事業内容 | š. | | | | | | |
|----------------|---------------|--------------|------|-------|-----|--------|------------|----|
| 2. 事 | 業所の所在出 | <u>4</u> | | | | | | |
| 3. 事 | 業開始年月日 | 3 | 平石 | 戈・令 和 | 年 | 月 | В | |
| 〔月別」 | 权支内訳] | | | | | | | |
| $\overline{)}$ | 収入 (円) | | 支 | 出 | (円) | | 差 引 純利益 | |
| \backslash | 計 (イ) | | | | | 計 (17) | (イーロ) (円) | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 月 | | | | | | | | |
| 14 II | | | | | | | ***** | > |
| 上記の 令和 | とおり相違あ 年 、 | りません。 月 日 | | | | | | |
| | _ | | | | | 記入 | してある月数 | 次で |
| 円÷ | ъ | 月× | 12ヵ月 | | | 円 |](1年間 | の瓦 |

令和6年6月定期募集



※源泉徴収票を使用される方は右の計算式 で計算してください。 ※2種類以上の年金を支給されている方は、 それぞれの支払金額を合計して、右の計算 式で計算してください。

令和6年6月定期募集

| 共済年金 | 非課税のため算定の |
|-------|-----------|
| 共済年金 | 対象にはなりません |
| 今日国の日 | |

| | 令和5年1月2日以 | 後から支給されている方 |
|-------------------------|---|---|
| | 2ヵ月に1月 | をの支給金額×6 |
| | | |
| 100×DC= | 10 1721 178 1 17 17 1 1 48 1881 1896 1 1 1844 1 1 1 1 10 | |
| 8給者の年齢 | この年中の公的年金等の収入金額(A) | 年金所得金額に直す計算式 |
| 受給者の年齢 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 | 年金所得金額に直す計算式 |
| を給者の年齢 年齢65歳 以上の方 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 1,100,001円以上~3,300,000円未満 | 年金所得金額に直す計算式 =0円 =(A)-1,100,000円 |
| 年齢65歳 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 | 年金所得金額に直す計算式 |
| 年齢65歳 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 1,100,001円以上~ 3,300,000円未満 3,300,000円以上~ 4,100,000円未満 | 年金所得金額に直す計算式 = 0円 = (A)-1,100,000円 = (A)×0.75-275,000円 |
| 年齢 65歳 以上の方 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 1,100,001円以上~3,300,000円未満 3,300,000円以上~4,100,000円未満 4,100,000円以上~7,700,000円未満 | 年金所得金額に直す計算式 =0円 =(A)-1,100,000円 =(A)×0.75-275,000円 =(A)×0.85-685,000円 |
| 年齢65歳 | この年中の公的年金等の収入金額(A) 1,100,000円以下 1,100,001円以上~ 3,300,000円未満 3,300,000円以上~ 4,100,000円未満 4,100,000円以上~ 7,700,000円未満 600,000円以下 | 年金所得金額に直す計算式 =0円 =(A)-1,100,000円 =(A)×0.75-275,000円 =(A)×0.85-685,000円 =0円 |



15. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】 【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除、特定扶養親族を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

| | 控除の種類 | どんな人があてはまるか? | 控除する金額 |
|-------|---|---|--|
| 一般控除 | 同居親族 | 申込者本人以外の人で、市営住宅に一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む) (出産予定の子は含みません) | 1人あたり 38万円× 人= 万円 |
| 除 | 別居扶養親族 | 市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません) | 1人あたり 38万円× 人= 万円 |
| | 老 人 扶 養 親 族 老人控除対象配偶者 | 所得税法上老人扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人 | 1人あたり 10万円× 人= 万円 |
| | 特定扶養親族 | 配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人 | 1人あたり 25万円× 人= 万円 |
| | 障害者 | ①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営 住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または 非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅 に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人 | 1人あたり 27万円× 人= 万円 |
| 特別控除 | 特別障害者 | ①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住 宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または 非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に 入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症~第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 | 1人あたり 40万円× 人= 万円 |
| | ひ と り 親 | 申込者本人又は同居親族で次の①~④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の 者がいない人 ③生計をーにする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされてい る子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人 | 35万円×人=万円 ※下記の(注意)②参照 |
| | 第2000年2月2日 第300年2月2日 第100年2月2日 第100年2月2日 第100年2月2日 第100年2月2日 第100年2月2日 第100年2月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月2日 第100年3月21日 第10 | 申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、 扶養親族などがなくても「寡婦」とされる) | 27万円× 人= 万円 ※下記の(注意)③参照 |
| その他控除 | 給 与 所 得 者 公的年金等所得者 | 申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的 年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人 | 10万円× 人= 万円 (その者の所得等の金額が10万 円未満である場合はその金額) |
| | | 計控除金額 | 万円 |

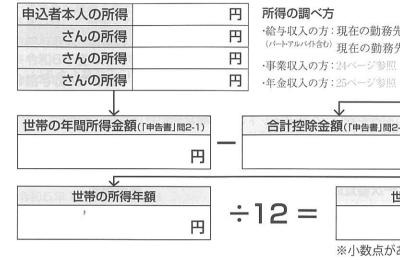
(注意)①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。 入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除

します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。 ④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

(個人別所得)※収入ではなく所得を記入します。



17.家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

| 計算で求めた世帯の所得月額 | 家賃(定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください) |
|-------------------|-------------------------------|
| 0円~104,000円 | 予定家賃①になります。 |
| 104,001円~123,000円 | 予定家賃②になります。 |
| 123,001円~139,000円 | 予定家賃③になります。 |
| 139,001円~158,000円 | 予定家賃④になります。 |
| 158,001円以上 | 申込みができません。 (裁量階層世帯は除く) |

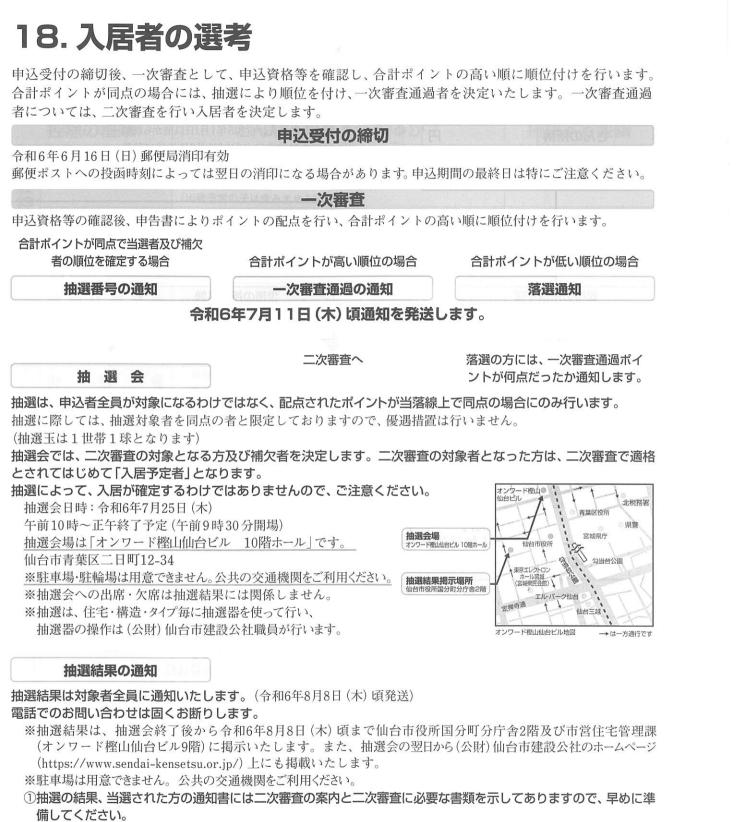
※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。 ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

| 計算で求めた世帯の所得月額 | 家賃(定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください) |
|-------------------|-------------------------------|
| 158,001円~186,000円 | 予定家賃⑤になります。 |
| 186,001円~214,000円 | 予定家賃⑥になります。 |
| 214,001円以上 | 申込みができません。 |
| ※裁量階層に該当する世帯は12ペ | ジをご覧ください。 |

・給与収入の方:現在の勤務先に令和5年1月1日以前から就職→22ページ参照 (パート・アルバル含む)現在の勤務先に令和5年1月2日以後に就職→23ページ参照

| 【「申告書」問2-2) | 世帯の所得年額 | いた中 |
|-------------|---------|-----|
| 円 = | | 円 |
| 世帯の所得月額 | | |
| | 円 | |

158,000円までは上記と同じ)



②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。一次審査通過者に辞退か失格があれば二次審査の対象となります。 ※補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

二次審查

一次審査通過された方には申込書・申告書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書・住宅状況証 明書等を提出していただきます。申告された内容が事実と異なる場合、虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出 できない場合には、原則として失格となります。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

資格確認について

一次審査を通過された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次 審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。 ※令和6年度の市町村民税が非課税の方は、非課税証明書を提出してください。

●給与収入がある

| 証明書類の説明 | (1) | (2) | (3) | (4) | (8) |
|-------------------------------|-------------------|-----------------------------------|------------------------------|--------------|------------|
| 必要な証明書類 内容 | 住民票 (入居予定者全員分) | 市税の滞納が ないことの証明書等 (入居予定者全員分) | 令和6年度 所得証明書 (入居予定者全員分) | 給与等支払 証明書 | 退職証明書 |
| 令和5年1月1日以前から 引き続き勤務している方 | \bigcirc | 0 | \bigcirc | | |
| 令和5年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方 | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc |
| 日雇いの方の時間の時間の時間の時間の時間 | \bigcirc | 0 | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc |

●事業収入がある

| 証明書類の説明 | (1) 5天で | (2) Dist | (3) | (5) | (8) |
|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------|------------|------------|
| 必要な証明書類 内容 | 住民票 (入居予定者全員分) | 市税の滞納が ないことの証明書等 (入居予定者全員分) | 令和6年度 所得証明書 (入居予定者全員分) | 収支明細書 | 退職証明書 |
| 事業所得者の方 (令和5年1月1日以前から事業を開始した方) | \bigcirc | 0 | \bigcirc | | |
| 事業所得者の方 (令和5年1月2日以後から事業を開始した方) | \bigcirc | 0 | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc |

●年金収入がある

| 証明書類の言 | 说明 (14) (14) | 11 (1) (1) | 方 |
|--|---------------------|-------------------|-----------|
| 必内容 | 要な証明書類 | 住民票 (入居予定者全員分) | なし (入) |
| 令和5年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老舗 各種共済年金を受けている | | \bigcirc | |
| 令和5年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢 各種共済年金を受けている | | \bigcirc | |

●無職・無収入の方

| 証明書類の説明 | 134 (1) 138 | 1.75 |
|----------------------------------|--------------------|----------------|
| 必要な証明書類 | 住民票 (入居予定者全員分) | 市 ない (入居 |
| 遺族年金・障害年金・障害手当金・母子 年金等を受けている方 | \bigcirc | |
| 失業中の方 | \bigcirc | |
| 生活保護を受けている方(単身者のみ) | 0 | (16岸 |
| 申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・ 無収入の方 | 0 | (16歳 |
| | | |

令和6年6月定期募集

| (2) | (3) | (6) |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 市税の滞納が ことの証明書等 言予定者全員分) | 令和6年度 所得証明書 (入居予定者全員分) | 年金証書及び 支払通知書の写し |
| 0 | \bigcirc | |
| \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc |

| (2) | (7) | (8) | (9) |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------|
| 市税の滞納が ことの証明書等 居予定者全員分) | 令和6年度 非課税証明書 (入居予定者全員分) | 退職証明書 | 生活保護 証明書 |
| \bigcirc | \bigcirc | (令和5年1月以後会社を 退職した方のみ必要) | (単身者のみ) |
| \bigcirc | \bigcirc | (令和5年1月以後会社を 退職した方のみ必要) | (単身者のみ) |
| し 歳以上の方のみ必要) | (16歳以上の方のみ必要) | (令和5年1月以後会社を 退職した方のみ必要) | \bigcirc |
| し 歳以上の方のみ必要) | (16歳以上の方のみ必要) | (令和5年1月以後会社を 退職した方のみ必要) | (単身者のみ) |

●状況により必要とする書類

| 申込者等の状況 | 必要な書類 |
|-------------------------------|---|
| 婚姻を予約し入居申込みをする場合 | 「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します) |
| ひとり親世帯・単身世帯 | 戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書 (用紙はこちらから郵送します) |
| 身体障害者・戦傷病者 | 身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写しまたは市町村長からの障害者控除認定を確認できるもの |
| 知的障害者・精神障害者 | 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し |
| 治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方 | 特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書 (政令で定める疾病のみ) |
| 原爆被爆者世帯 | 特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し |
| 海外からの引揚者 | 永住帰国旅費の支給決定通知書の写し |
| ハンセン病療養所入所者 | 国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書 |
| 申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合 | 配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか |
| 申込者が留学生の場合 | 「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します) |
| 市外にお住まいの方 | 「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します) |
| 離婚調停中の方 | 裁判所が証明する事件係属証明書 |
| 主宅を失った世帯 | 住宅が滅失したことを証明する書類 |
| 居住のため賃貸借契約を締結 している場合 | 住宅状況証明書または賃貸借契約書 (家賃の金額、専用面積、台所・便所・浴室の有無が分 かるもの) |
| 居住用以外の建物に住んでい る場合 | 住宅状況証明書または登記簿謄本(居住用以外の建物<倉庫・事務所・工場等>に住んでいるこ とがわかるもの) |
| 犯罪被害者等の場合 | 二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます |
| 立退き要求されている場合 | 立退要求書または公的証明書類(対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取壊しで立退要 求通知があり、かつ正当な事由によるものに限り、家賃滞納や迷惑行為など本人の責めによるもの は除きます。) |
| ペット飼育可能な住宅に申込 んだ場合 | 動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します) |
| 事故住宅を申込んだ場合 | 誓約書(用紙はこちらから郵送します) |

※上記以外でも申込者の状況等により書類提出をお願いする場合があります。

●証明書類の説明

| (1)住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・、入居する方及び、入居はしないが、現在同居している方全員分が |
|---|
| 必要となります。 |
| (2)市税の滞納がないことの証明書等・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該 |
| 当する分が必要となります。 |
| •16歳未満でも所得のある方は必要となります。 |
| ※市内にお住まいの方は |
| 入居予定者全員・・・・・・・・・・ 「市税の滞納がないことの証明書」 |
| |
| ※市外にお住まいの方は |
| 入居者全員分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| または「市税の滞納がないことの証明書」 |
| (3) 令和6年度所得証明書 ・・・・・・・・・ 各市町村で発行している 「令和6年度所得証明書」 |
| (4)給与等支払証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。 |
| (5) 収支明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (6) 年金証書・支払通知書の写し ······· ①各種年金証書 |
| ②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ) |
| ③各種共済組合の送金案内書 |
| (7) 令和6年度非課税証明書 ・・・・・・・・・ 各市町村で発行している「令和6年度非課税証明書」 |
| (所得額の記載のあるもの) |
| |
| (8) 退職証明書(①②のどちらか)①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを |
| 提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です) |
| ②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し |
| (9)生活保護証明書・・・・・・・・・・・・・・・・福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書 |
| (受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です) |
| |

20. 入居手続き

二次審査を通過された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

(1)建物賃貸借契約書

(2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3ヵ月分)を入居手続き締切日までに 金融機関で納入していただきます。

(3)緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。 なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。 <資格> (1) 緊急時に確実に連絡ができる成人

(2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合は届出が必要です。

(4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用できない方はご相談ください。

(5)住宅使用料等コンビニ収納申込書兼口座振替解除申込書

コンビニエンスストア等でのお支払いを希望される方は、提出してください。

(6)その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

21.家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1)敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合、相殺させていただきます。 また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が生じた際の原状回復費用が発生した場合には、原則 として入居者のご負担で修繕していただき、退去立会検査後に最終的に敷金の精算をいたします。

(2)入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費(鍵の交換、汚損壁面の修復、破損 ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用)を含ん

でいないため、修繕費用を入居者の方にご負担していただきます。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは便利な口座振替で。 ※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。 ※コンビニ等での支払いも可能です。

共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代が共益費となります。 なお、金額は年度ごとに変動します。

(3)入居される住宅の修繕等の状況

- ☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入 居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- ☆募集する住宅にはお風呂(浴槽・風呂釜)は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は 入居者ご自身で清掃していただき、大切にご使用ください。
- ☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務 (原状回復義務) があり ます。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。 ☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。ただし、荒井東市営 住宅については、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者と契約する必要 があります(電力会社を自由に選ぶことができません)。

(4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書(収入報告書)の提出が義務づけられています。 この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず 提出してください。また、報告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。
☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円(裁量階層世帯の場合は214,000円)を超えた 方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者のなかでも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

(5)家賃または市税の滞納

 ☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃 を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しております。
 ☆原則として家賃等または市税を滞納している場合は、新たな親族の同居や名義の承継および駐車場 使用が認められません。
 家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。

(6)家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません。) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

(7)駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承くださ
 い。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。
 ☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。
 ☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。
 ☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間
 駐車場を個別に契約の上、ご利用ください。
 駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡し
 ていただきます。

有料駐車場設置団地

| X | 団地 | 名 | 住宅戸数 | 駐 車 場 区 画 数 | 駐車場使用料 (月額/円) |
|-----|------------------|-----------|-------|----------------|------------------|
| 彰恭 | 北六番 | Т | 50 | 23 | 8,000 |
| | 小 松 | 島 | 120 | 34 | 3,300 |
| | III and when you | 平 | 360 | 360 | 4,000 |
| | 上云六時 | 原 | 229 | 212 | 2,700 |
| | 霊屋 | 下 | 33 | 20 | 8,000 |
| 青 | 梅田 | ØJ | 66 | 35 | 8,000 |
| 葉 | 1世 田 | μJ | 00 | 屋根付6 | 9,000 |
| X | 小田 | 原 | 58 | 33 | 7,000 |
| 001 | א י | 町 | 142 | 28 | 9,800 |
| | 通 | шJ | 142 | 屋根付15 | 10,800 |
| | 落 | 合 | 112 | 115 | 3,700 |
| | 霊屋下舅 | 第二 | 88 | 61 | 7,700 |
| | 角五 | 郎 | 47 | 39 | 8,000 |
| 1.1 | | 砂 | 1.092 | 1,077 | 3,800 |
| | 高 | 19 | 1,092 | 屋根付15 | 4,900 |
| | 鶴ケ谷舅 | 育 — | 700 | 561 | 4,700 |
| | 鶴ケ谷爹 | 育 二 | 1,424 | 1,080 | 4,700 |
| | 幸人的人的 | 町 | 357 | 251 | 5,400 |
| | 幸町第 | 1 | 100 | 73 | 5,400 |
| | 小 | 鶴 | 230 | 227 | 4,000 |
| 宮 | 福田町第 | 育 — | 170 | 170 | 3,700 |
| 城 | 福田町第 | 育 二 | 180 | 180 | 3,700 |
| | 仙台駅 | | 60 | 19 | 8,400 |
| 野 | 田子 | 西 | 176 | 146 | 3,700 |
| X | 幸町第 | Ξ | 38 | 25 | 5,400 |
| | 燕 沢 | 東 | 63 | 54 | 5,000 |
| | 新田 | 東 | 35 | 22 | 5,800 |
| | 燕 | 沢 | 55 | 56 | 5,000 |
| | 田子西舅 | 育 二 | 168 | 152 | 3,700 |
| | 宮 城 | 野 | 88 | 32 | 8,000 |
| | 一面 | 田 | 10 | 10 | 4,500 |
| | 鶴ケ谷舅 | 育三 | 17 | 18 | 4,700 |

| 区 | 団地 | 名 | 住宅戸数 | 駐 車 場 区 画 数 | 駐車場使用料 (月額/円) |
|---------------------|--------|---|------|----------------|------------------|
| な感 | 新寺小 | 路 | 46 | 36 | 7,000 |
| | 若 | 林 | 120 | 84 | 5,700 |
| 1.00 0 0 100. ## | 荒 | 井 | 50 | 17 | 4,000 |
| 100 | 元 | # | 50 | 屋根付20 | 5,000 |
| | 荒井 | 東 | 298 | 316 | 4,000 |
| | 若 林 | 西 | 152 | 123 | 6,400 |
| | 六丁の目西 | 町 | 115 | 59 | 4,300 |
| 若 | 中 | 倉 | 58 | 27 | 7,000 |
| 林 | Ŧ | 启 | 50 | 屋根付9 | 8,000 |
| X | 大 和 | 町 | 103 | 32 | 7,000 |
| | 荒井第 | = | 34 | 25 | 4,300 |
| | | 町 | 43 | 33 | 4,300 |
| | 荒井 | 西 | 14 | 14 | 4,000 |
| | 荒井 | 南 | 75 | 75 | 4,000 |
| 164 | 荒井南第 | = | 55 | 50 | 4,000 |
| | 卸 | 町 | 98 | 32 | 8,000 |
| | 六 | 郷 | 50 | 50 | 3,600 |
| | 中 | 田 | 30 | 30 | 3,300 |
| | 袋 | 原 | 274 | 275 | 2,800 |
| | 四郎 | 丸 | 405 | 407 | 2,800 |
| | 四郎丸 | 東 | 388 | 388 | 2,800 |
| | 太 | 白 | 662 | 475 | 3,200 |
| 太 | 郡 | 山 | 335 | 334 | 4,000 |
| 白 | 西中 | 田 | 446 | 385 | 4,000 |
| X | 茂庭第 | - | 613 | 616 | 3,100 |
| 5 | 鹿 | 野 | 70 | 57 | 5,900 |
| | 芦の | | 39 | 30 | 4,400 |
| | あすと長 | 町 | 163 | 50 | 8,600 |
| | あすと長町第 | | 96 | 29 | 8,600 |
| | あすと長町第 | Ξ | 68 | 35 | 6,800 |
| 100 | 茂庭第 | = | 100 | 101 | 3,100 |
| 泉 | 向 | 原 | 48 | 48 | 4,000 |
| X | 天神 | 沢 | 72 | 64 | 3,100 |
| No. | 泉中央 | 南 | 193 | 129 | 4,600 |

(8)住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚などのペットの飼育を しない。(敷地内での餌付け行為を含む)

〔なお、身体障害者補助犬 (盲導犬・聴導犬・介助犬) は除きます〕

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたく さんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あ ん摩等営業は除く)

著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます

(9)暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただ きます。

22. 市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。 ります。(重複申込みはできません)

●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、「単身で申込みされる方」(7ページ)は、 別紙「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。 該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付 を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款 症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。 該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

住宅内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。 (1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるい は体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注) (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方 該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

「主な設備〕

①手すりの設置(共同階段、玄関等) 室内の段差解消 ③非常通報ブザー

●車椅子住宅(目的別住宅)

住宅内外の段差解消や手すり、車椅子用流し台等の設備を備えた住宅です。 申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されてい る方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。 (1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるい

は体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注) (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方 該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

①バルコニーにスロープの設置 ②室内外の段差解消 ③手すりの設置(玄関、浴室等) ④給湯設備の設置

多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があ

●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢者の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と住宅生活を支 援する生活援助員 (ライフサポートアドバイザー:略称 LSA) を配置した住宅です。

65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

要件に該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護 保険等のサービスを利用していただくことになります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます

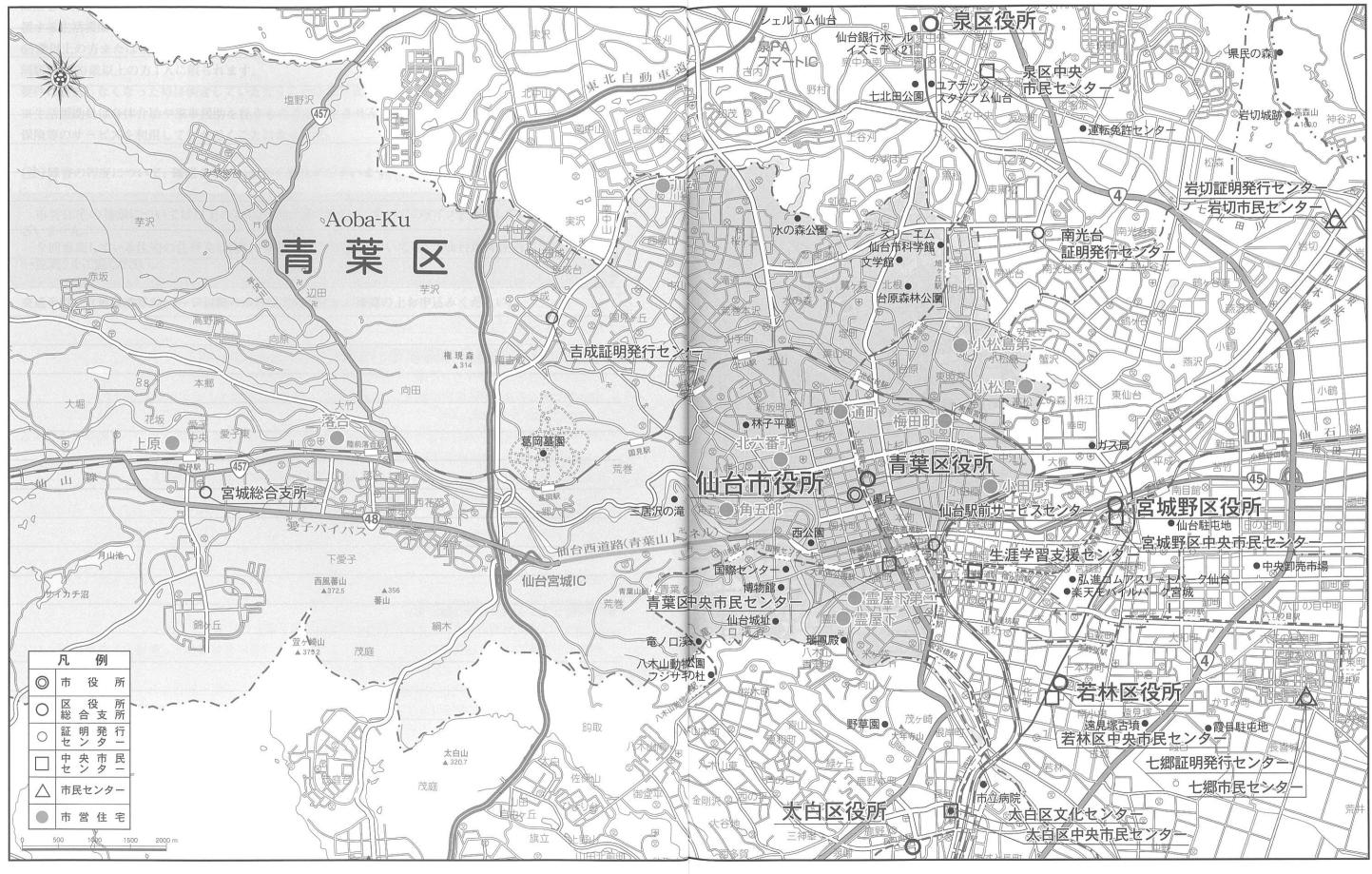
市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではご ざいません。 今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅

一覧表」をご覧ください。

交通手段や立地環境等38ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

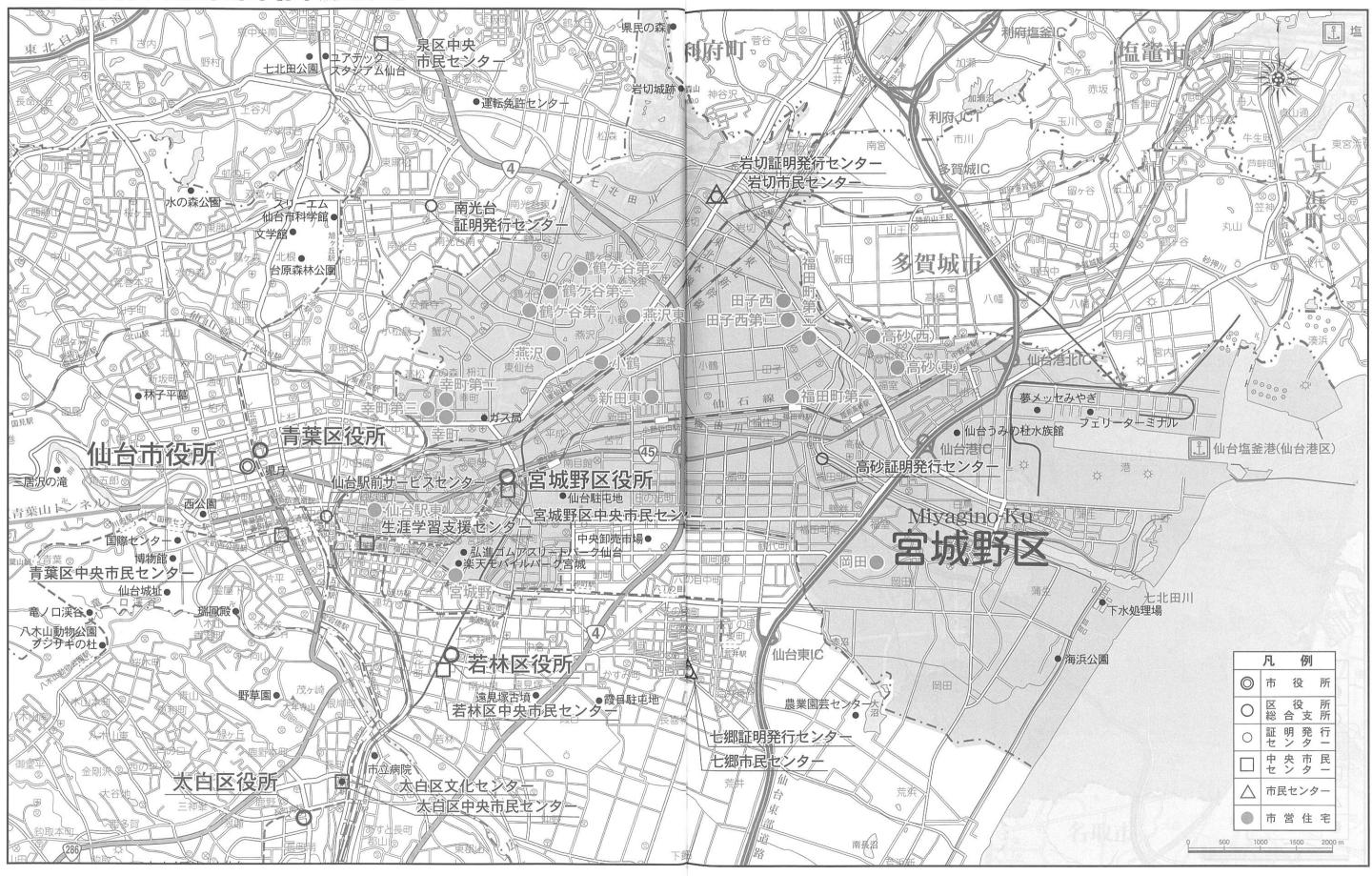
MEMO

23. 市営住宅位置図(青葉区)

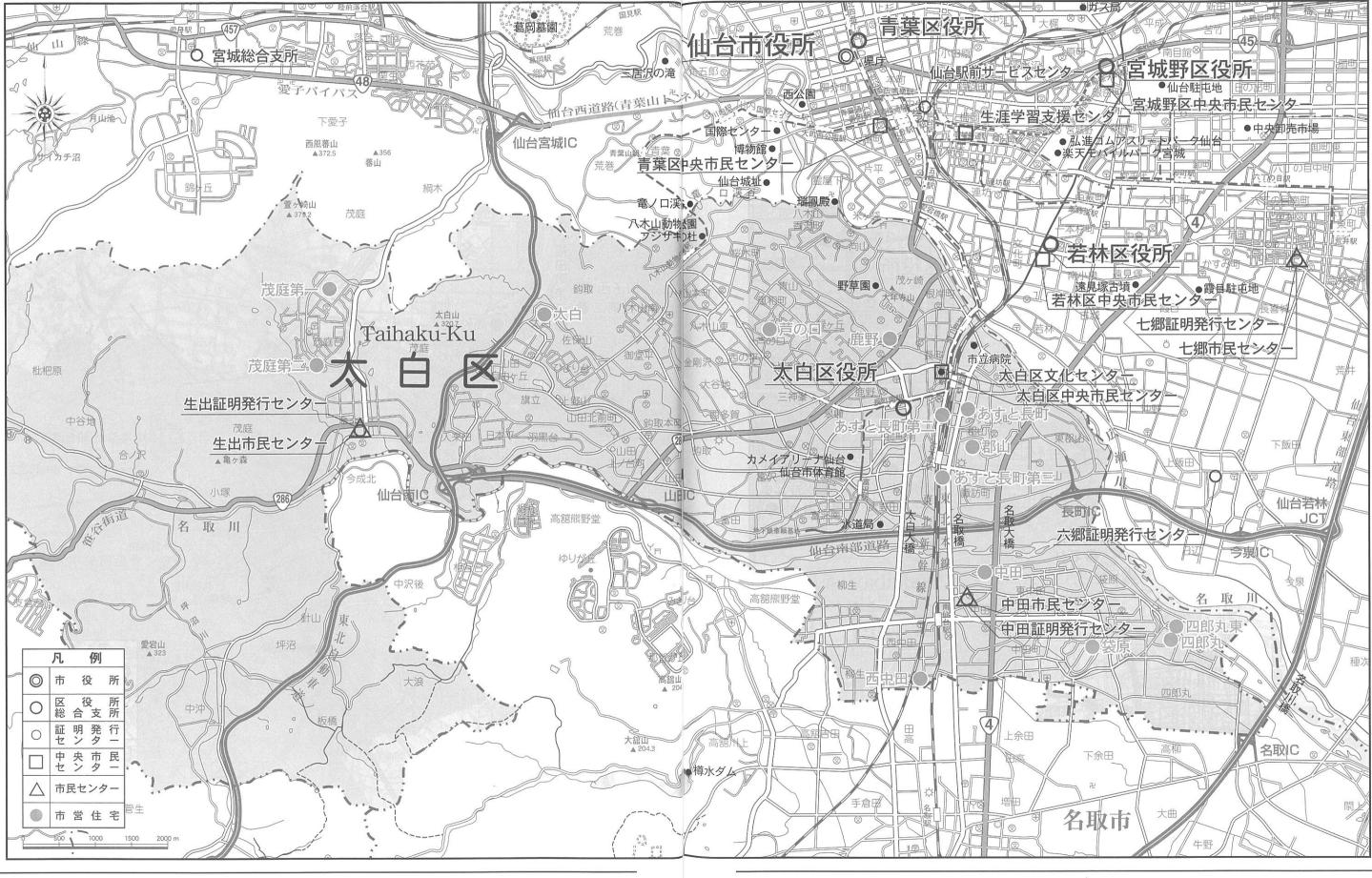


令和6年6月定期募集

24. 市営住宅位置図(宮城野区)



25. 市営住宅位置図(太白区)



令和6年6月定期募集

令和6年6月定期募集

26. 市営住宅位置図(若林区)





令和6年6月定期募集

令和6年6月定期募集

28 各市堂住宅への交诵手段

| N |
|--------|
| 4 |
| \cap |
| 0) |

| X | 住宅名 | 所在地 | 交通機関 | 乗車場 | 行き先(方面) | 最寄駅・停留所 | 摘要 |
|-----|--------------------|---------------|------------------------|--|---|---|--|
| _ | 北六番丁 | 青葉区柏木二丁目 | 市バス | 仙台駅西口331415 | 東北大学病院を経由する全ての行き先 | 広瀬町 | 徒歩 7 分 |
| | 小松島 | 青葉区高松三丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ⑳、台原駅③ | 高松・安養寺二丁目、台原駅(幸町一丁目経由除く) 高松・県庁市役所経由安養寺二丁目・仙台駅 | 高松二丁目 | 徒歩 1 分 |
| | 小松島第二 | 青葉区小松島四丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ⑳ 台原駅① 旭ケ丘駅① | 宮町を経由する瞑想の松・台原駅・旭ケ丘駅・仙台駅 | 東北医科薬科大・東北高校前 小松島四丁目 | 徒歩 1 分 |
| | 川 平 | 青葉区川平三丁目・五丁目 | 市バス | 仙台駅西口18 泉中央駅① | 川平団地経由長命ケ丘 南吉成、聖和短大、青陵校 | 川平市営住宅前 | 徒歩 3 分 |
| | 上 原 | 青葉区愛子中央三丁目 | 市バス J R | 仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅 | 白沢車庫、熊ケ根関・定義、作並温泉 愛子、作並、山形 | 愛子駅前 愛子駅 | 徒歩15分 徒歩10分 |
| | 霊屋下 | 青葉区霊屋下 | 市バス 宮 交 地下鉄 | 仙台駅西口① 仙台駅⑫ 地下鉄東西線仙台駅 | 霊屋橋経由八木山動物公園駅 全ての行き先 八木山 | 霊屋橋・瑞鳳殿入口 大町西公園駅 | 徒歩 7 分 徒歩12分 |
| 青葉文 | 霊屋下第二 | 青葉区霊屋下 | 市バス 宮 交 地下鉄 | 仙台駅西口① 仙台駅⑫ 地下鉄東西線仙台駅 | 霊屋橋経由八木山動物公園駅 全ての行き先 八木山 | 霊屋橋・瑞鳳殿入口 大町西公園駅 | 徒歩 7 分 徒歩12分 |
| | 梅田町 | 青葉区梅田町 | 市バス J B | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ⑰⑳ 仙山線仙台駅 | 県庁市役所経由鶴ケ谷七丁目、東仙台(営)、高松・安養寺二丁目 全ての行先 | 視覚支援学校前 | 徒歩3分 |
| | 小田原 | 青葉区小田原四丁目 | 5 市バス 宮 交 | 仙台駅前(仙台ロフト前)20 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)505 仙台駅50 | 愛子、作並、山形(一部の快速を除く) 原町を経由する全ての行き先 花京院を経由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル | 東照宮駅 常盤木学園前 | 徒歩 8 5 徒歩 5 5 |
| | 通 町 | 青葉区通町一丁目 | 市バス 宮 交 J R | 仙台駅西口697009 仙台駅2306 仙山線仙台駅 | 北仙台を経由する便及び八乙女駅、北山→子平町 泉中央、虹の丘、富谷、宮城大学・JCHO 仙台病院 (県庁市役所経由) 愛子、作並、山形 | 宮城県仙台合同庁舎前 北仙台駅 | 徒歩 1 分 徒歩 8 分 |
| | 落合 | 青葉区落合四丁目 | 地下鉄 市バス J R | 地下鉄南北線仙台駅 仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅 | 泉中央 白沢車庫、熊ケ根関・定義、作並温泉 愛子、作並、山形 | 地下鉄北仙台駅 宮城広瀬高校・こども病院前 陸前落合駅 | 徒歩 8 分 徒歩 7 分 |
| | 角五郎 | 青葉区角五郎二丁目 | 市バス | 仙台駅西口⑨ | 広瀬通経由交通公園循環 | 角五郎二丁目 | 徒歩 9 分 |
| | 高 砂 | 宮城野区福室五丁目・六丁目 | 市バス | 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) 50 | 高砂市営住宅西 | 高砂市営住宅西 | 徒歩 3 : |
| | 鶴ケ谷第一 | 宮城野区鶴ケ谷二丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ② 台原駅②、旭ケ丘駅⑥ | 鶴ケ谷七丁目 | 鶴ケ谷団地入口 鶴ケ谷二丁目 | 徒歩 3 分 |
| | 鶴ケ谷第二 | 宮城野区鶴ケ谷六丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ⑦ 旭ケ丘駅⑥ 台原駅② | 鶴ケ谷七丁目 | 鶴ケ谷六丁目東小学校前 鶴ケ谷六丁目東、西、北 | 徒歩 5 1 |
| | 小 鶴 | 宮城野区小鶴三丁目 | 市バス | 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤ 仙台駅前(仙台ロフト前)⑦ 旭ケ丘駅⑥ 台原駅(2) | 原町・宮城野区役所経由東仙台(営)・岩切駅 県庁市役所・中江・二の森経由東仙台(営) 鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営) | 小鶴住宅入口 | 徒歩 5 会 |
| | 幸 町 | 宮城野区幸町五丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ② | 県庁市役所経由鶴ケ谷七丁目・東仙台(営)・中江経由東仙台(営) | 幸町二丁目 | 徒歩 5 : |
| | 福田町第一 | 宮城野区田子一丁目 | JR | 仙石線仙台駅 | 多賀城、高城町、東塩釜、石巻 | 福田町駅 | 徒歩 5 : |
| 宮城 | 福田町第二 | 宮城野区田子三丁目 | J R 市バス | 仙石線仙台駅 陸前高砂駅③ 小鶴新田駅① | 多賀城、高城町、東塩釜、石巻 余目、小鶴新田駅 陸前高砂駅 | 福田町駅 福田町第二市営住宅前 福田町第二市営住宅前入口 | 徒歩203 徒歩13 |
| 野区 | 幸町第二 | | 市バス | 仙台駅前(仙台ロフト前) ⑳ | 県庁市役所経由鶴ケ谷七丁目 | ▲町五丁目 □ 111111111111111111111111111111111111 | 徒歩 5 : |
| | 平 町 第 一 仙 台 駅 東 | 宮城野区小田原弓ノ町 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ② 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) ⑩⑤ | 原町を経由する全ての行き先 花京院を経由する全ての行き先 | 常盤木学園前 | 徒歩 2 · 徒歩 2 · |
| | THE LOOPERS | | 宮 克 交 市 バス | 仙台駅59 小鶴新田駅① | 仙台港フェリーターミナル 陸前高砂駅 | 田子西市営住宅前 | 徒歩 1 : 徒歩 1 : |
| | 田子西 | 宮城野区田子西一丁目 | JR | 小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ 仙石線仙台駅 | (注)的1935年) 小鹌荪田駅 多賀城、高城町、東塩釜、石巻 | 福田町駅 | 徒歩25分 |
| | 田子西第二 | 宮城野区田子西二丁目 | 市バス | 小鶴新田駅① 陸前高砂駅③ | 陸前高砂駅 小鶴新田駅 | 田子西中央 | 徒歩 2 分 |
| | | | JR | 仙石線仙台駅 | 多賀城、高城町、東塩釜、石巻 | 福田町駅 | 徒歩20分 徒歩34 |
| | 幸 町 第 三 | 宮城野区幸町二丁目 | 市バス J R | 仙台駅前(仙台ロフト前)② 仙山線仙台駅 | 県庁市役所経由鶴ケ谷七丁目・東仙台(営)・中江経由東仙台(営) 愛子、作並、山形(一部の快速を除く) | 幸町二丁目 東照宮駅 元気フィールド仙台前 | 徒歩 3 2 徒歩 17 2 徒歩 3 2 |
| | 新田東 | 宮城野区新田東二丁目 | 市バス J R | 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) 50 仙石線仙台駅 | 小鶴新田駅・東仙台 (営) 多賀城、高城町、東塩釜、石巻 | 元気ノイールト1仙台前 小鶴新田駅 | 徒歩 3 · · · · · · · · · · · · · · · · · · |

| X | 住宅名 | 所在地 | 交通機関 | 乗車場 | 行き先 (方面) | 最寄駅・停留所 | 摘要 |
|----|--------|--------------|-----------------------------------|--|---|-------------------------|----------------------------|
| | 燕 沢 | 宮城野区燕沢二丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ② 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) ⑤ | 東仙台 (営) 東仙台 (営)、岩切駅 | 燕沢住宅前 東仙台駅 | 徒歩 5 分 徒歩10分 |
| _ | | | JR | 東北本線仙台駅 | 利府、小牛田、石越、一関 岩切駅 | | ↓ 徒歩 10分 徒歩 3 分 |
| 宮成 | 燕沢東 | 宮城野区燕沢東二丁目 | 市バス J R | 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) ⑤ 東北本線仙台駅 | 石切駅 利府、小牛田、石越、一関 | 東仙台駅 | 徒歩20分 |
| 野 | 岡 田 | 宮城野区福室字平柳 | 市バス | 荒井駅① | 岡田・新浜 | 長屋前 | 徒歩 4 分 |
| X | 鶴ケ谷第三 | 宮城野区鶴ケ谷八丁目 | 市バス | 仙台駅前 (仙台ロフト前) ⑰ 台原駅②、旭ケ丘駅⑥ | 鶴ヶ谷七丁目 | 鶴ケ谷中央 鶴ケ谷六丁目東小学校前 | 徒歩 1 分 |
| | 宮 城 野 | 宮城野区宮城野二丁目 | 市バス地下鉄 | 仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅 | 志波町 · 霞の目 (営) 🌱 👘 👘 | 宮城野三丁目・聖和学園前 地下鉄薬師堂駅 | 徒歩 2 分 徒歩10分 |
| | 新寺小路 | 若林区二軒茶屋 | 市 バス 地 下鉄 | 仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅 | 志波町・霞の目 (営) 荒井 | 新寺四丁目・サンプラザ入口 地下鉄連坊駅 | 徒歩 4 分 徒歩10分 |
| | 若 林 | 若林区若林四丁目 | 市バス | 仙台駅西口⑤ | 若林小学校を経由する全ての行き先 | 若林小学校前 | 徒歩 2 分 |
| | 荒 井 | 若林区荒井七丁目 | 地下鉄 | 地下鉄東西線仙台駅 荒井駅、多賀城駅 | 荒井 多賀城駅、荒井駅 (土・日・祝のみ運行)運休中 | 地下鉄荒井駅 荒井六丁目 | 徒歩 7 分 徒歩 7 分 |
| | 荒井第二 | 若林区伊在二丁目 | 地下鉄 | 地下鉄東西線仙台駅 | 荒井 | 地下鉄六丁の目駅 | 徒歩 8 分 |
| | 荒井西 | 若林区なないろの里二丁目 | 市バス | 荒井駅② | 薬師堂駅 | 蒲町東 | 徒歩 6 分 |
| | 荒井東 | 若林区荒井東二丁目 | 市バス地下鉄 | 荒井駅② 地下鉄東西線仙台駅 | 四ツ谷経由霞の目 (営)、震災遺構仙台市立荒浜小学校 荒井 | 広瀬 地下鉄荒井駅 | 徒歩 8 分 徒歩18分 |
| | 荒井南 | 若林区荒井南 | 市バス | 荒井駅② | 交通局東北大学病院、六郷小学校・市立病院 | 荒井八丁目 | 徒歩11分 |
| 若 | 荒井南第二 | 若林区荒井南 | 市バス | 荒井駅② | 交通局東北大学病院、六郷小学校・市立病院 | 七郷中学校前 | 徒歩 9 分 |
| 林区 | 卸 町 | 若林区卸町三丁目 | 市バス地下鉄 | 仙台駅前 (アイリス青葉ビル前) ⑩ 地下鉄東西線仙台駅 | 卸町会館経由小鶴新田駅 荒井 | 卸町会館前 地下鉄卸町駅 | 徒歩 1 分 徒歩 9 分 |
| | 若 林 西 | 若林区若林二丁目 | 市バス地下鉄 | 仙台駅西口⑤ 地下鉄南北線仙台駅 | 若林小学校を経由する全ての行き先 富沢 | 若林二丁目 地下鉄長町一丁目駅 | 徒歩 3 分 徒歩 17 分 |
| | 大 和 町 | 若林区大和町五丁目 | 市バス地下鉄 | 菜師堂駅① 仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅 | 霞の目 (営) 志波町・霞の目 (営) 荒井 | 蒲町歩道橋前 地下鉄卸町駅 | 徒歩 1 分 徒歩 9 分 |
| | 六丁の目中町 | 若林区六丁の目中町 | 市バス地下鉄 | 荒井駅① 地下鉄東西線仙台駅 | 鶴巻循環、岡田・新浜、小鶴新田駅 荒井 | 六丁の目南町 地下鉄六丁の目駅 | 徒歩 5 分 徒歩 7 分 |
| | 六丁の目西町 | 若林区六丁の目西町 | 地下鉄 | 地下鉄東西線仙台駅 | 荒井 | 地下鉄六丁の目駅 | 徒歩 4 分 |
| | 中 倉 | 若林区中倉二丁目 | 市バス地下鉄 | 薬師堂駅① 地下鉄東西線仙台駅 | 中倉一丁目経由荒井駅 荒井 | 中倉二丁目 地下鉄卸町駅 | 徒歩 2 分 徒歩14分 |
| | 六 郷 | 若林区六郷 | 市バス | 仙台駅西口5 | 井土浜・中野 | JA 仙台六郷支店前 | 徒歩 3 分 |
|) | 中 田 | 太白区中田四丁目 | 市バス | 長町駅・たいはっくる前 | 中田小学校経由四郎丸 | 中田二丁目 | 徒歩 7 分 |
| | 袋 原 | 太白区袋原字平淵 | 市バス | 長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前 | 南仙台駅・四郎丸 | 袋原市営住宅前、畑中 | 徒歩 3 分 |
| | 四郎丸 | 太白区四郎丸字大宮 | 市バス | 長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前 | 四郎丸 | 回回的 如郎 丸市営住宅前 東四郎丸 | 徒歩 3 分 |
| | 四郎丸東 | 太白区四郎丸字落合 | 市バス | 長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはっくる前 | 東中田五丁目・四郎丸小学校経由を除く四郎丸 | 四郎丸東市営住宅前 | 徒歩3ヶ |
| 太白 | 太 白 | 太白区太白二丁目 | 宮 交 | 仙台駅西口⑦⑫、長町駅東口③、長町駅西口③ 長町南駅・太白区役所前④、八木山動物公園駅⑥ | 山田自由ヶ丘・仙台南ニュータウン行き | 公営アパート前 | 徒歩 3 分 |
| X | 郡 山 | 太白区郡山六丁目 | 地下鉄 J R 宮 交 | 地下鉄南北線仙台駅 東北本線、常磐線 仙台空港アクセス鉄道 長町南駅・太白区役所前⑩、長町駅西口④ | 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)・原ノ町・山下 仙台空港(快速を除く) 長町郡山 | 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 | 徒歩 8 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 |
| | 西中田 | 太白区西中田六丁目 | 宮交 | 長町南駅·太白区役所前徑、長町駅東口② 長町駅西口② | 尚絅学院大(西中田経由) | 西中田住宅前 | 徒歩 3 分 |
| | 茂庭第一 | 太白区茂庭台四丁目 | 市バス 宮 交 宮 交 | 長町駅頃口(2) 仙台駅西口(10) 長町駅東口(3)、長町駅西口(3) 長町南駅・太白区役所前(4) | 茂庭台、生出市民センター 茂庭台 | 茂庭台五丁目、四丁目 | 徒歩 3 分 |

| | | - | | | • | | |
|-----|---------|-------------|--------------------------------------|--|--|--------------------------------|----------------------------|
| | 芦 の 口 | 太白区芦の口 | 市バス 宮 交 | 八木山動物公園駅③ 長町駅東口⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町駅東口④・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前⑫ | 緑ケ丘三丁目 恵和町・八木山動物公園駅 仙台駅、(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由) | 青葉苑団地前 西の平二丁目東芦の口小学校前 | 徒歩 7 分 徒歩13分 |
| | 鹿 野 | 太白区鹿野本町 | 宮 交 地下鉄 | 仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 | ⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚絅学院大行き、八木山南団地行 富沢 | 鹿野公園前 地下鉄長町南駅 | 徒歩 2 分 徒歩18分 |
| 太白区 | あすと長町 | 太白区あすと長町四丁目 | 宮 交 地下鉄 J R | 長町南駅·太白区役所前⑩·長町駅西口④ 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 | 長町郡山 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港 (快速を除く) | あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅 | 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 |
| 区 | あすと長町第二 | 太白区長町六丁目 | 市バス 地下鉄 J R | 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 | 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島、原ノ町・山下、仙台空港 (快速を除く) | 南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅 | 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 |
| | あすと長町第三 | 太白区諏訪町 | 市バス 地下鉄 J R 宮 交 | 長町駅・たいはっくる前 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ | 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(トーキン前経由) | 諏訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 | 徒歩 2 分 徒歩22分 徒歩 9 分 |
| | 茂庭第二 | 太白区茂庭台一丁目 | 市バス 宮 交 | 仙台駅西口⑩⑭ 長町南駅·太白区役所前④·長町駅東口③· 長町駅西口③ | 茂庭台 (生出市民センター行) 茂庭台 | 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目 | 徒歩 3 分 徒歩 3 分 |
| | 向 原 | 泉区上谷刈字向原 | 市 バ ス 交 交 地 下 鉄 | 仙台駅西口⑥ 仙台駅西口④ 八乙女駅⑨⑩ 地下鉄南北線仙台駅 | 八乙女駅 八乙女駅経由便、泉中央駅経由便 仙台駅行き 泉中央 | 向原 地下鉄八乙女駅 | 徒歩10分 徒歩15分 |
| 泉区 | 天 神 沢 | 泉区天神沢一丁目 | 宮交 | 泉中央駅(5-2・泉中央④ 仙台駅西口(6 八乙女駅③(1) | 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森団地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) | 住宅前 住宅前 住宅前 | 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 |
| | 泉中央南 | 泉区泉中央南 | 宮 交 地 下 鉄 | 八乙女駅② 地下鉄南北線仙台駅 | 長命ヶ丘二丁目 泉中央 | 上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅 | 徒歩 1 分 徒歩14分 |

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス https://www.kotsu.city.sendai.jp/へ 携帯電話、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について どこバス仙台(仙台市交通局) https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp ●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら http://www.miyakou.co.jp/ へ



●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html

48

出典:この地図は、電子地形図 25000 (国土地理院)を加工して作成した。

最終チェックリスト(投函する前にもう一度ご確認ください)

チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②住宅困窮度申告書 ③一次審査結果通
 知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

上記③のハガキ1枚に63円切手を貼った。

3

、「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄 (2箇所)に記入した。

Δ

市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5

申込資格を確認した。(6・7ページ)



入居時に必要な手続き(31ページ)敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと 等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(32ページ)を確認した。

チェック

入居申込書・住宅困窮度申告書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 [単身入居可能住宅]に申込むので、申込資格(7ページ)を確認した。



「多数回落選ポイント」の適用を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅 を〔多数回落選該当欄〕に記入した。

10

[ペットと一緒に入居可能な住宅]に申込むので、申込資格(10・11ページ)を確認した。

この「入居募集のごあんない」は、(公財) 仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎2階市政情報 センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(ア エル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、 生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ケ 谷、茂庭)で配布しています。

このパンフレット(冊子)はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表 (令和6年6月定期募集)

募集期間:令和6年6月6日(木)から16日(日)まで(郵便局消印有効)

●家賃は令和6年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
 ●家賃と共益費は毎年変動します。詳しくは「入居募集のごあんない」32ページをご覧ください。

●階数や間取り等の選択はできません。

●募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
 ●今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

●エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。

●前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。

●申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。

●単身で申込みされる方(単身資格に該当する方)は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。

●売井東市営住宅では、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要がありますので、 電力会社を自由に選ぶことができません。

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「○○○○市営住宅・○層・○○K」と必ず記入してください。 ※ペットは飼育できません。

| X | 住宅名 | 構造 | タイプ | 今回募集 戸数 | 目住他 | エレベ ーター | 間取り | 建設年度 | 予5 ① | 定家賃(② | 一般階層 | (4) | 予定家賃(⑤ | 裁量階層) ⑥ | 前回募 集戸数 | 前回応 募者数 |
|------|---|----------------------|--------|------------|--------------|------------|------------------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|------------|------------|
| | 小松島 | 中層 単身可 | 2LDK | 1戸 | 3階 | | 6 · 6 · LDK | 昭和49年度 | 14,100 | 16,300 | 18,700 | 21 100 | 24,100 | 27,700 | 1 | 10 |
| | 川平 | 中層 | 3DK | 6戸 | い自 | | 0°0°LDK | 山小434万 | 14,100 | 10,300 | 10,700 | 21,100 | 24,100 | 27,700 | | |
| | <u>л</u> + | 中眉 | SDK | 0,- | 4階・5階 | | 6・6・洋6・DK | 昭和54年度 | 18,500 19,500 | 21,300 22,500 | 24,400 25,700 | • | 31,400 33,100 | • | 2 | 4 |
| 青葉区 | 上原 | 中層 | ЗK | 2戸 | 3階・4階 | | 6 • 6 • 4.5 • K | 昭和51年度 昭和53年度 | ••• | • | 21,000 21,300 | • | • | • | 1 | 1 |
| | 上原 | 中層 | 3DK | 1戸 | 4階 | | 6 · 6 · 4.5 · DK | 昭和53年度 | 17,900 | 20 700 | 23,700 | 26 700 | 20 500 | 25 200 | 1 | 0 |
| | 小田原 | 中層 | ЗK | 1戸 | 41泊 | | 0 • 0 • 4.5 • DK | 呾和33千皮 | 17,500 | 20,700 | 23,700 | 20,700 | 00,000 | 55,200 | | |
| | 通町 | 高層 | 2K | 1戸 | 5階 | 有 | 6・洋5.5・洋4.5・K | 平成25年度 | 24,500 | 28,300 | 32,400 | 36,500 | 41,700 | 48,100 | 1 | 37 |
| |) 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 | ^{高唐} 単身可 | ZN | 1, | 2階 | 有 | 4.5・洋5.5・K | 平成25年度 | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,400 | 45,400 | 1 | 132 |
| | 高砂(東) | 中層 | 3DK | 3戸 | 2階・3階 | | 6・6・洋6・DK | 昭和62年度 • 平成2年度 | 22,500 23,400 | 25,900 27,000 | • | 33,400 34,800 | 38,200 39,800 | 44,100 46,000 | 1 | 1 |
| | 高砂(東) | 高層 | 3DK | 3戸 | 4階・6階・ 9階 | | 6 · 6 · 洋6 · DK | 平成1年度 | 24,300 5 | 28,100 { | 32,100 { | 36,300 \$ | 41,400 \$ | 47,800 { | 1 | 2 |
| | 高砂(西) | 中層 | 2DK | 2戸 | 57泊 | | | | 24,700 | 28,500 | 32,600 | 36,800 | 42,000 | 48,500 | | |
| | | 単身可 | | | 2階 | 有 | 6 · 6 · DK | 平成4年度 • 平成5年度 | 19,300 20,200 | 22,300 23,300 | 25,500 26,700 | 28,800 30,100 | 32,900 34,400 | 38,000 39,700 | 1 | 17 |
| | 高砂(西) | 中層 | 3DK | 5戸 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 2階~4階 | 有 | 6・6・洋6・DK | 平成2年度 平成4年度 平成5年度 | 23,900 \$ 26,300 | 27,600 { 30,400 | S | 35,600 { 39,200 | S | 47,000 { 51,700 | 4 | 11 |
| | 高砂(西) | 高層 | 3DK | 2戸 | | · | | | | | | | | | | |
| | | | | | 3階・6階 | 有 | 6・洋6・洋5・DK 6・洋6・洋6・DK | 平成6年度 • 平成7年度 | · · | • | 34,800 36,700 | • | • | • | 1 | 2 |
| - | 鶴ケ谷第一 | 高層 | 2K | 2戸 | | | | | | | | | | | | |
| 宮城野区 | 鶴ケ谷第一 | <u>単身可</u> 高層 | 3K | 1戸 | 5階・6階 | 有 | 6・洋4.5・K | 平成24年度 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,400 | 32,800 | 2 | 66 |
| N | | ~ 0 | 01 01/ | | 6階 | 有 | 4.5・洋5・洋4.5・K | 平成27年度 | 22,800 | 26,400 | 30,200 | 34,000 | 38,900 | 44,900 | 3 | 32 |
| | 鶴ケ谷第一 | 高層 | 3LDK | 1戸 | 2階 | 有 | 6・洋5・洋4.5・LDK | 平成27年度 | 33,200 | 38,300 | 43,800 | 49,500 | 56,500 | 65,200 | | · - |
| | 小鶴 | 中層 | 3DK | 4戸 | 4階・5階 | | 6 • 6 • 3 • DK 6 • 6 • 4.5 • DK | 昭和51年度 。 昭和53年度 | • • | • | 20,900 23,300 | • | 26,900 30,000 | • | 2 | 3 |
| | 幸町 | 中層 | 3DK | 1戸 | | | | | | | | | | | | |
| | 福田町第一 | 中層 | 3DK | 5戸 | 1階 | | 6・4.5・洋6・DK | 昭和53年度 | 17,900 | 20,600 | 23,600 | 26,600 | 30,400 | 35,100 | 1 | 5 |
| | | | | | 4階・5階 | | 6 ・6 ・洋6 ・DK 6 ・6 ・洋7 ・DK | 昭和55年度 | • | • | 26,300 27,700 | • | • | • | 3 | 0 |
| | 福田町第二 | 中層 | 3DK | 4戸 | 3階~5階 | | 6 · 6 · 洋6 · DK 6 · 6 · 洋7 · DK | 昭和56年度 昭和60年度 | S | S | 27,500 \$ 29,000 | S | S | S | 2 | 1 |
| | 福田町第二 | 中層 | 2LDK | 1戸 | | · | | | | | | | | | | |
| | 田子西第二 | 中層 | 2K | 1戸 | 4階 | | 6 • 6 • LDK | 昭和56年度 | 19,700 | 22,700 | 26,000 | 29,300 | 33,500 | 38,600 | 1 | 1. |
| | — , | 単身可 | | | 4階 | 有 | 6·洋5·K | 平成26年度 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,400 | 31,600 | 1 | 22 |

※低層:2階建 中層:3~5階建

高層:6階建以上

| | 若林 | 中層 | 3DK | 1戸 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | 1 | |
|----|---------------|--|-------|------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|---------------|--------------------------------------|----------|-------------|----------|----------|-------------|---------|----------|
| | | | | | 3階 | | 6 · 6 · 洋5 · DK | 昭和55年度 | 19,600 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 | 1 | 0 |
| | 荒井 | 中層 | 1LDK | 1戸 | | Kの間に | 仕切り壁はありません。 | 1 57 55 1.04 | | | | | , | | | |
| | 51651 | 単身可 | TEDIX | 17 | 1階 | | 洋4·LDK | 平成14年度 | 15 / 00 | 17 800 | 20 400 | 23.000 | 26,300 | 30 300 | 2 | 39 |
| | 荒井東 | 高層 | 2K | 3戸 | | - | って、電力会社を自由に選 | | 1 | | | | | | 2 | 00 |
| | 元开采 | 同眉 | ZN | 3/- | | | | 平成24年度 | | | | | 29,800 | | | 1 |
| | | 単身可 | | | 4階・8階・ | 有 | 4.5・洋5・K | 一一成244万 | • | 20,200 | 23,100 | 20,100 | 29,000 | • | 1 | 32 |
| | | | | | 10階 | | | 平成25年度 | 17,700 | 20,400 | 23,400 | 26,300 | 30,100 | 34,700 | | |
| | 荒井東 | 高層 | 3K | 1戸 | ※電気の契約 | 約にあた | って、電力会社を自由に選 | ぶことができま | せん(「ノ | へ居募集の | Dごあんな | ะเง] 32/ | ページ参照 | 쫁) 。 | | |
| 艻 | | | | | 10階 | 有 | 6・洋5.5・洋5.5・K | 平成24年度 | 23,900 | 27,600 | 31,600 | 35,700 | 40,800 | 47,000 | 2 | 23 |
| 若林 | 六丁の目西町 | 高層 | 2K | 1戸 | | | | | | | | | | | | |
| X | | 単身可 | | | 5階 | 有 | 4.5・洋5.5・K | 平成25年度 | 16,400 | 18,900 | 21,700 | 24,400 | 27,900 | 32,200 | 1 | 45 |
| | 荒井南 | 中層 | 2K | 1戸 | | | | 11.0001.00 | 10,100 | 10,000 | 1 = 1,1 = 0 | , | | 01,100 | | 1 |
| | 7671 143 | 単身可 | 211 | 17 | 3階 | 有 | 4.5・洋5.5・K | 平成26年度 | 15,900 | 10 100 | 21 000 | 22 700 | 27,100 | 21 200 | 2 | 69 |
| | | the second s | 01/ | 4 = | の自 | 们 | 4.5°75.5°N | 十成20千度 | 15,900 | 10,400 | 21,000 | 23,700 | 27,100 | 31,300 | 2 | 09 |
| 2 | 荒井南第二 | 中層 | 2K | 1戸 | | | | | | | | | | | | 1 |
| | automotion in | 単身可 | | | 1階 | 有 | 4.5・洋5.5・K | 平成26年度 | 15,900 | 18,400 | 21,000 | 23,700 | 27,100 | 31,300 | 1 | 55 |
| 1 | 卸町 | 高層 | 2K | 1戸 | | | | | | | | | | | | |
| | | 単身可 | | | 3階 | 有 | 4.5・洋5・K | 平成26年度 | 16,300 | 18,800 | 21,500 | 24,300 | 27,700 | 32,000 | 1 | 45 |
| | 六郷 | 中層 | 4K | 1戸 | | | | | | <u>1</u> | | | | | | |
| | | | | | 3階 | 有 | 6・洋7・洋6.5・洋6.5・K | 平成26年度 | 27,700 | 32,000 | 36,600 | 41,200 | 47,100 | 54,400 | 1 | 11 |
| | 袋原 | 高層 | 2K | 1戸 | | | - | | t) | | | | | | | _ |
| | | 単身可 | | | 4階 | 有 | 6・洋6・K | 平成13年度 | 18,100 | 20.800 | 23,800 | 26,900 | 30,700 | 35.500 | 1 | 24 |
| | 四郎丸 | 中層 | 2DK | 1戸 | | | | 11.001.02 | 1.0,.00 | , | | | | | | |
| | | 単身可 | LDIX | 17 | 3階 | | 6 · 洋6 · DK | 平成5年度 | 10,400 | 22 400 | 25 600 | 28 800 | 33,000 | 28,000 | 1 | 6 |
| | 四郎中 | 高層 | 201/ | 07 | SPE | | | 一十成5千反 | 19,400 | 22,400 | 25,000 | 20,000 | 33,000 | 30,000 | | 0 |
| | 四郎丸 | 同厝 | 2DK | 2戸 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 1 | | 00.000 | 00.000 | 00.400 | 00 700 | 04.000 | 00.000 | | |
| | | 単身可 | | | 4階・7階 | 有 | 6・洋6・DK | 平成5年度 | 20,000 | 23,000 | 26,400 | 29,700 | 34,000 | 39,200 | 1 | 4 |
| | ~ | -73 | 5 | | | | | 平成7年度 | 20,100 | 23,200 | 26,600 | 30,000 | 34,300 | 39,500 | | |
| | 四郎丸 | 高層 | 3DK | 2戸 | | | | | | | | (2) | | | | |
| | | | | | | | 6・6・洋6・DK | | 25,500 | 29,400 | 33,600 | 37,900 | 43,300 | 50,000 | | |
| | | | | | 4階・5階 | 有 | 6・洋6・洋6.5・DK | 平成7年度 | | | | | . 44,100 | | 1 | 2 |
| | 四郎古吉 | 古屋 | 2014 | 4 == | | <u> </u> | | 1 | 25,900 | 29,900 | 34,200 | 30,000 | 44,100 | 50,900 | | |
| | 四郎丸東 | 高層 | 3DK | 1戸 | 4 1744 | | | | | | 0.5.400 | | 45.000 | | | |
| | | | | | 4階 | 1 | 6・洋6・洋6・DK | 平成12年度 | 26,600 | 30,700 | 35,100 | 39,600 | 45,300 | 52,200 | 2 | 10 |
| | 太白 | 中層 | 2K | 9戸 | | | 1 | · · · · · · | | | | | | | | |
| - | | 単身可 | | | 2階~5階 | | 6 • 9 • К | 昭和49年度 | 13,700 | 15,800 | 18,100 | 20,400 | 23,300 | 26,900 | 8 | 2 |
| 太白 | | 半分门 | | | ZPE SPE | | 0.3.4 | 四个1454反 | 14,400 | 16,700 | 19,100 | 21,500 | 24,600 | 28,400 | 0 | 2 |
| 白区 | 郡山 | 中層 | 3DK | 1戸 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 5階 | | 6 · 6 · 洋5 · DK | 昭和51年度 | 17.500 | 20.200 | 23,100 | 26,100 | 29.800 | 34.400 | 1 | 9 |
| | 西中田 | 中層 | 3DK | 6戸 | | | | | | | , | | | | | |
| | ыты | 1/1 | ODIX | 07 | | | | 昭和51年度 | 16 600 | 19 100 | 21 900 | 24 700 | 28,200 | 32 500 | | 1 |
| a | | | | | 3階~5階 | | 6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK | • | S | S | S | S | S | S | 2 | 4 |
| | | | | | | | 0 0 7+4.5 DK | 昭和52年度 | 18,800 | 21,700 | 24,800 | 28,000 | 32,000 | 37,000 | | |
| | 茂庭第一 | 中層 | 2DK | 1戸 | | | - | | | | - | | | | | |
| | | 単身可 | 36 | | 4階 | | 6 · 6 · DK | 昭和57年度 | 18,600 | 21,400 | 24,500 | 27,700 | 31,600 | 36,500 | 2 | . 3 |
| | 茂庭第一 | 中層 | 3DK | 27戸 | | 1.1 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 昭和57年度 | | | | | | | 53 | |
| | | | | | | | 6・4.5・洋6・DK 6・6・洋4.5・DK | 5 昭和60年度 | 20.200 | 22 100 | 26,800 | 20.200 | 24 500 | 39,900 | | |
| | | | | | 2階~5階 | 20 C | 6 · 6 · 洋5 · DK | | 20,300 | 23,400 | 20,000 | 50,200 | 54,500 | 55,500 | 19 | 0 |
| | | | | | | | 6 · 6 · 洋6 · DK | 昭和62年度 | 23,900 | 27,600 | 31,600 | 35,600 | 40,700 | 47,000 | 6000720 | |
| | | | | | | | 6・6・洋8・DK | · 昭和63年度 | | | | | | | | |
| d. | あすと長町第二 | 高層 | 2K | 1戸 | | I | | 1.1100-112 | | | | | | | | <u> </u> |
| | | ^{高層} 単身可 | 21 | 1,- | 6階 | 有 | 6・洋3.5・K | 平成25年度 | 17 600 | 20 400 | 22 200 | 26 200 | 30,000 | 34 700 | 2 | 175 |
| | 工地印 | | 201/ | 4 = | | E 'F | 0 7+0.0 M | | 17,000 | 20,400 | 20,000 | 20,300 | 30,000 | 04,700 | 2 | 1/5 |
| | 天神沢 | 中層 | 3DK | 1戸 | e mite | | | 1177 | 00.000 | 0.5.10.5 | 00.000 | 00.075 | 07.155 | 40.000 | | T - |
| | | | | | 3階 | | 6・6・洋6・DK | 昭和59年度 | 22,000 | 25,400 | 29,000 | 32,800 | 37,400 | 43,200 | 1 | 6 |
| ÷ | 泉中央南 | 高層 | 2K | 2戸 | | | | | | | | 17.12 | | | | |
| 泉区 | - | ж <u>ь</u> — | | | | + | | webor & p | 16,000 | 18,500 | 01.000 | 23,900 | 27,300 | 31,500 | 4 | 07 |
| £∩ | | 単身可 | | | 5階・9階 | 有 | 6・洋4.5・K | 平成25年度 | 16,100 | 18,600 | 21,200 | 24.000 | 27,400 | 31.600 | 1 | 87 |
| | 泉中央南 | 高層 | 4K | 1戸 | | | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | . 0,000 | | ,000 | , | , | | |
| | | | | 17 | 3階 | 有 | 6·洋6·洋5.5·洋4·K | 平成25年度 | 20 200 | 32 700 | 38 600 | 13 500 | 10 700 | 57 400 | 1 | 43 |
| | | | | | | H. | 0 40 40.0 44 1 | 1 成23牛皮 | 23,200 | 00,700 | 00,000 | -0,000 | | 57,400 | 1 | 40 |

2/4

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「OO多家族市営住宅・O層・4DK」と必ず記入してください。

※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表最終ページに記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

| X | 住宅名 | 構造 | タイプ | 今回募集 | 募集階 | エレベ | 間取り | 建設年度 | 予 | 定家賃(| 一般階層 |]) | 予定家賃(| 裁量階層) | 前回募 | 前回応 |
|------|-------|-----|-----|------|--------|-----|--------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|
| | 住七石 | 作力已 | 217 | 戸数 | 夯朱阳 | ーター | [Б] ДХ У | 建议牛皮 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 集戸数 | 募者数 |
| 青葉区 | 角五郎 | 中層 | 4DK | 1戸 | | | | | 1 | | | | | | | |
| ~ 区 | 多家族 | | | | 1階 | | 6・6・4.5・洋7.5・DK | 昭和56年度 | 30,500 | 35,200 | 40,300 | 45,500 | 52,000 | 60,000 | 1 | 0 |
| | 高砂(東) | 中層 | 4DK | 2戸 | | | | | | | | ж. | | | | |
| 宮 | 多家族 | | | | 2階・3階 | | 6 • 6 • 6 • 4.5 • DK | 昭和62年度 | 27,600 | 31,800 | 36,400 | 41,100 | 46,900 | 54,100 | 4 | 0 |
| 宮城野区 | 多家族 | | | | こに、「日」 | | 6 · 6 · 6 · 4.5 · DK | 昭和63年度 | 28,400 | 32,800 | 37,500 | 42,300 | 48,400 | 55,800 | 1 | 0 |
| X | 高砂(西) | 中層 | 4DK | 2戸 | | | | стан — со | | | | | | | | |
| | 多家族 | | | | 2階 | 有 | 6・6・洋4・洋6・DK | 平成5年度 | 29,500 | 34,100 | 39,000 | 43,900 | 50,200 | 57,900 | 2 | 0 |
| | 四郎丸 | 中層 | 4DK | 1戸 | ~ | | | 2 1 | | | | | | | | |
| | 多家族 | | | | 3階 | | 6・6・洋6・洋6・DK | 平成5年度 | 28,600 | 33,000 | 37,700 | 42,600 | 48,600 | 56,100 | 1 | 1 |
| | 四郎丸 | 高層 | 4DK | 1戸 | | 2 | | | | | | | | ô. | 2 | |
| 초 | 多家族 | | | | 4階 | 有 | 6・6・洋6・洋4.5・DK | 平成5年度 | 29,800 | 34,400 | 39,300 | 44,400 | 50,700 | 58,500 | 1 | 0 |
| 太白区 | 四郎丸東 | 高層 | 4DK | 1戸 | 2 | | 7 | II. | | | | | | 2 | 14 | |
| 5 | 多家族 | | | | 5階 | 有 | 6 • 洋 6 • 洋 5 • DK | 平成14年度 | 31,100 | 35,900 | 41,100 | 46,300 | 53,000 | 61,100 | 1 | 0 |
| | 茂庭第一 | 中層 | 4DK | 1戸 | | | 14 | | | | | 1 | | | | |
| | 多家族 | | | | 4階 | | 6・6・6・洋4.5・DK | 昭和58年度 | 26,600 | 30,700 | 35,100 | 39,600 | 45,300 | 52,200 | 1 | 0 |

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇高齢市営住宅・〇層・2DK」と必ず記入してください。

※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は 該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営 住宅定期募集一覧表最終ページに記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

| X | 住宅名 | (基)生 | タイプ | 今回募集 | 募集階 | エレベ | 間取り | 建設年度 | 予 | 定家賃(| 一般階層 | i) | 予定家賃(| and the second second second second | 前回募 | 前回応 |
|------|-------|------|-----|------|-----|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------------------------|-----|-----|
| | 住七石 | 構造 | 217 | 戸数 | 寿耒泊 | ーター | 间引起的 | 建议牛皮 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 集戸数 | 募者数 |
| 宮城野区 | 高砂(東) | 中層 | 2DK | 1戸 | | | | | | | | | | | | |
| 野区 | 高齢 | 単身可 | | | 1階 | | 6 · 6 · DK | 昭和62年度 | 17,900 | 20,600 | 23,600 | 26,600 | 30,400 | 35,100 | 1 | 12 |
| 초 | 四郎丸東 | 高層 | 2DK | 1戸 | 10. | | 8 | | | | | | | | | |
| 白区 | 高齢 | 単身可 | 8 | | 1階 | 有 | 6・洋6・DK | 平成8年度 | 21,700 | 25,000 | 28,700 | 32,300 | 36,900 | 42,600 | 1 | 12 |

◆一般向住宅<ペットと一緒に入居可能な住宅> 申込書の申込住宅欄には、「OOOO・ペット可市営住宅・高層・OOK」と必ず記入してください。 ※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。 (申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません。)

| X | 住宅名 | 構造 | タイプ | 今回募集 戸数 | 募集階 | エレベ ーター | 間取り | 建設年度 | 予 5 ① | 主家賃(② | 一般階層 ③ | () ④ | 予定家賃(⑤ | 裁量階層) ⑥ | 前回募 集戸数 | |
|-----|--------|-----|-----|------------|--------|------------|---------------|---------|-----------------|------------------|-----------|---------|------------|------------|------------|----|
| 青 | 落合 | 高層 | 2K | 1戸 | ※犬及び猫、 | 小鳥、 | 仙台市が許可した動物 | | - | | | | | | | |
| ~ 区 | ペット可 | 単身可 | | | 2階 | 有 | 6・洋4.5・K | 平成25年度 | 15,100 | 17,500 | 20,000 | 22,600 | 25,800 | 29,800 | 1 | 10 |
| 若井 | 六丁の目中町 | 高層 | 2DK | 1戸 | ※犬又は猫(| こついて | は3頭以内、個人での飼育が | 禁止されてい | ない動物 | について | は自己で | 管理でき | る範囲以 | 内 | | |
| 林区 | ペット可 | | | | 5階 | 有 | 6・洋6.5・DK | 平成25年度- | 22,800 | 26,400 | 30,100 | 34,000 | 38,900 | 44,800 | 1 | 13 |



■市営住宅の種類について

♦一般向住宅

●申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。 ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一 覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆多家族向住宅(目的別住宅)

●申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
 ●3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等 に手すりを設置している住宅です。

●申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当 する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手 帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能 障害は該当しません)による1級から4級までの方

- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者 と同程度の方
- ●上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

〔主な設備〕

①手すりの設置(共同階段、玄関等)
 ②室内の段差解消
 ③非常通報ブザー

| 住宅の種類に関わらず入居される方が階数・間取り等を選択する |
|--------------------------------|
| ことはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、 |
| できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。 |

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

| 区 : | 分生活的 | 段 留学生 采護 外国人 | 子育て 配偶者等からの 暴力被害者 | ひとり親 31揚者 | 多子 高 犯罪被 | = = = = = = = = = = = = = = = = = = = | 寺殊疾病 ^{被爆者・} | ハンセン病 | 多熟 | 통選 ・裁量 | 受付番号 | | | |
|------------------|---|---------------------------|--|--|-------------|---------------------------------------|-------------------------|----------------------------|-------|-----------|----------|--------------------------------------|-------------------|----------------|
| 市管 | 営住宅の入 | 、居申込で知り | ^{暴力被害者} 」得た個人情 することはる | 報を取り扱 | うに当 | | 戦傷病者 :、入居: | ^{療養所入所者} 資格審査及 | | | 抽選番号 | | | |
| (3 | あて先)仙 | 占市長 | 居申込書 | | | 令 | 和 | 年 | 月 | Β | 抽選結果 | | | |
| 載した | 内容が事実 れても異議 | と相違する ^は ありません。 | で、次のとお 易合及び二次 また、私の は暴力団員で | 審査におい 入居者資格 | いて資格: | または所 | 得基準 | こ合わない | 場合は失 | を格と | 二次審査 | | | |
| - | о <u>14/20 / </u> | | 住宅名 | | | 構 | 告 | タイ | プ | | 電話番号 | 弓 (申込 | 者) | |
| 申込住宅 | | | e | 市営住宅 | ŧ | | 層 | | К | 自宅 携帯 | (|) | | |
| ~ | ットと一緒に | こ入居を希望さ | される方は、下語 | 記にペットの |)種類と | 領数を記 | 入してく | ださい。(これ | っから飼 | 育予定 | の方は、対 | す象とはな | りま | せん) |
| | 育する ペット | 犬 | ・猫 | | 頭 「募集信 | その仇 主宅一覧 | | 亥当住宅を | 確認し |) てくだ: | 頭 さい。 | | | |
| | and the lot of the state of the second second | 民登録をして 「額を記載して | いる住所を記 ください。 | 入してくださ | さい。配備 | 男者等か! | らの暴ナ | 」被害者の方 | うは生活の | の実態の | のある所。) | (〇で囲, | 余の種 んでく | |
| | フリガナ | | | 以前の勤務先名 23 | (|) | | 年 月退職 | 給与 | | | 老扶 | | 寡婦 り |
| 申 | 氏名 | | | 現在の勤務先名 | s |) | | 年 月採用 | 事業 | | | | | 親 |
| 込 者 | 続柄(本 住所 〒[| 人) 生年月 | 日明大昭 | 平年 | 月 | Θ | 歳 | 生活保護 | 年金 | | | 身体障 療育手 | 帳 | 級 判定 |
| | 勤務先 〒[住 所 | | | | | | | | | | | - 精神障 治療方法た 疾病その | 確立し | |
| | フリガナ | | | 以前の勤務先名 | 8 | , | | 年 月退職 | 給与 | | | 親 老族 扶 | 特扶 | 寡婦 |
| 甲込者の | 氏名 | | | 2 現在の勤務先名 | (8 (|) | | 年 月採用 | 事業 | | | 身体障 療育手 | 害 | |
| し 他 に | 続柄(|) 生年月 | 日明大昭平 | | 月 | | 歳 | 生活保護 | 年金 | | | 精神障 | Arrest and a star | 級 |
| | 住所「 | | | | | | | | | | | 治療方法た 疾病その |)他特殊 | な疾病 |
| 入居する親族 | フリガナ | | | 以前の勤務先者 2 | в (|) | | 年 月退職 | 給与 | | | 親老族扶 | | 寡婦 |
| | 氏名 | | | 現在の勤務先名 | 8 |) | | 年 月採用 | 事業 | , | | 身体障 療育手 | | 級 判定 |
| (婚姻の | 続柄(|) 生年月 | 日明大昭平 | | 月 | B | 歳 | 生活保護 | 年金 | | | 精神障 | 10000000000 | 級 |
| の予約者含) | 住所 [〒] フリガナ | | | 以前の勤務先編 | 2 | | | | | | | 疾病その |)他特殊 | な疾病 |
| 含) | | | | 200000000000000000000000000000000000000 | (|) | | 年 月退職 | 給与 | | | 族 扶 | 1 | 寡婦 |
| ※ 確 実 に | 氏名 | | | 現在の勤務先業 | 8 |) | | 年 月採用 | 事業 | | | 身体障療育手 | 100000000 | <u>級</u> 判定 |
| 実にい | 続柄(|) 生年月 | 日明大昭平 | 10000 C | 月 | Θ | 歳 | 生活保護 | 年金 | | | 精神障治療方法が | | 級 ていない |
| 20 | 住所「 | | | 以前の勤務先行 | 0 | | | | | | | 疾病その |)他特殊 | な疾病 |
| よに | フリガナ | т | | 雷 | |) | | 年 月退職 | 給与 | | | _族 扶 | | 寡婦。 |
| 入居する人 | 氏名 | | | 現在の勤務先行 | 名 (|) | | 年 月採用 | 事業 | | | 身体障 療育手 | | 級 判定 |
| 9る人 | 続柄(住所 [〒] |) 生年月 | 日明大昭三 | and the second s | 月 | 8 | 歳 | 生活保護 | 年金 | | | 精神障 治療方法が 疾病その | が確立し | |
| 入居し 扶養 | |)氏名 | | 生年月 | 月日 年 | F 月 | 日住戸 | б т | | | | 1 | | |
| 入居し 扶養 | しない 親族 続柄(|)氏名 | | 生年月 | 月日 | F 月 | 日住所 | б т | | | | | | |
| RESS | 望郵送先 | T | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | and the |

住宅困窮度申告書(令和6年6月募集・ポイント方式)

「入居募集のごあんない」16~19ページの記入例や21ページ~27ページの所得計算の解 説を見ながら、申込締切日「現在」の状況により、以下の質問に答えてください。

- (注意) 申告いただいた内容について、後日、証明書類等を提出いただき確認します。虚偽の申告をした 場合、原則として失格となりますので注意してください。
- 問1-1 建物賃貸借契約書等を確認し、現在、お住まいの住宅の専用面積を記入してください。 みますので必ず建物賃貸借契約書等を参照し記入してください。

住宅の専用面積

問1-2 現在、お住まいの方(申込者を含む)の年齢区分ごとの人数を記入してください。

| 年齢区分 | 10歳以上 | 9歳~6歳 | 5歳~3歳 | 2歳以下 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 人数 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 年齢区分 | 10歳以_ | ┣ 9歳~ | ~6歳 | 5歳 | ~3歳 | 2 | 歳以下 | 合計 | |
|------------------------------------|--|---|-------------------|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------|--|
| 人数 | 1.0 | | 0.75 | | 0.5 | | 0.25 | 小数点切上は | |
| 世帯人数 | | | | | | | | | |
| 世帯人員 | 1人 | 2人 | 3 | 人 | 4人 | | 5人 | 6人 | |
| 最低居住面積水準 | 25m ² | 30m ² | |)m² | 50m | 2 | 57m [^] | 66.5m ² | |
| 居住水準ポイント | | | | | 20 Statistics of | 40~ | ~60%未満 | 40%未満 | |
| 点 数 | 0点 | 1,5 | 5 | 2点 3点 | | 2 ~ | 4点 | | |
| | | | | | | | | | |
| -1 「入居募 -1 | 集のごあんない 世帯の年間所 集のごあんな 合計控除 | 」22~25・27ペ 所得金額 い」26・27ペー 金額 | ニージを確 | 認し、世界 | 帯全員の年 | P する金 | 手金額の合計な 日 | を記入してくださ 記入してくださ | |
| 82-1 「入居募 82-2 「入居募 参考(加点計算7 | 集のごあんない 世帯の年間所 集のごあんな 合計控除 | J22〜25・27ペ f得金額 いJ26・27ペー 金額 不要です (世帯の年間所 | 2ージを確 ジを確認 | 認し、世界 | 帯全員の年 から控除 金額) ÷ 12 | P する金 P 2 = | 手 会額の合計を 日 | を記入してくださ | |
| 82-1 「入居募 82-2 「入居募 参考(加点計算7 | 集のごあんない 世帯の年間所 集のごあんな(合計控除 ち式) ※記入は | J22~25・27ペ 所得金額 いJ26・27ペー 金額 不要です (世帯の年間所 _{田~} 139,0 | 2ージを確 ジを確認 | 認し、世 ない、所得 合計控除き 123,0 | 帯全員の年 | P する金 P 2 = 10- | 全額の合計な 日 会額の合計を | を記入してくださ | |

※申込書は、ペンまたはボ してくたさ ル ペン(黒か青色インク)で、か かい書で記入してください。 消せるペン等は使用しないでください。

※間取り(例:6畳)や部屋タイプ(例:1K)の記入は加点されません。専用面積は台所・便所・浴室・押入れ等も含

m

| 5歳 | 5歳~3歳 2 | | 2歳以下 | | 計 | |
|------|---------|-------|--------|--------------------|------|--|
| | 0.5 | | 0.25 | | 気切上げ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 4人 | | 5人 | | 6人 | |
| n | 50m | n 57m | | 66.5m [*] | | |
| | | | | | | |
| 住面積 | 水準)×10 | 0 = | : | ç | % | |
| .e. | | | | | .¢. | |
| 60~8 | 80%未満 | 40- | ~60%未満 | 40% | %未満 | |
| | 2点 | | 3点 | | 4点 | |
| | | | | | | |

現在、申込者が負担しているお住まいの「家賃月額(管理費・共益費・駐車場代等除く)」はいくらですか。 問3

※持家の方や賃貸借契約を締結せずに住宅に居住している方(例:親名義の家の一部屋を借りている)、生活保護 の受給者等は、「0円」となります。

※市営住宅の申込者が借主でない場合は、原則として加点されません。

| | | | 円 | | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 参考(加点計算方式)※記入は不要です | | | | | | | | |
| 家 | 家賃負担率 = (家賃月額÷世帯の所得月額)×100 =% | | | | | | | |
| 家賃負担率 | 家賃負担率 30%未満 30~35%未満 35~40%未満 40~45%未満 45%以上 | | | | | | | |
| 点数 0点 1点 2点 3点 4点 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

問4 「入居募集のごあんない」18ページをご確認の上、該当するものに○をつけてください。 ※一つの質問に対し複数の○をつけた場合、無効になります。

| 現在、住宅ではない建物(倉庫や事務所)は | こ住んでいる。※1 | 4点 | |
|-----------------------|--|--|---|
| 現在、住宅に専用の設備が足りていな | 台所・便所・浴室のいずれかが無い | 4点 | |
| ₩ ₀ | | 2点 | |
| 現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯 | 2点 | | |
| - 現在「宮殿老冊帯」に該米する | 75歳以上(後期高齢者)の方がいる | 3点 | |
| 坂仁、「同町台 世帝」 に該当 9 る。 | | 2点 | |
| | 身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれ かに該当する方がいる | 3点 | |
| 現住、「心身障害者世帝寺」」に該ヨ9る。 | | 2点 | |
| | 2点 | | |
| 現在、申込者が正当な理由により立退きを | 4点 | | |
| 現在、多数回落選者世帯に該当する | 申込月から過去二年間の定期募集で 5回以上落選している | 2点 | |
| *4*5 | 申込月から過去二年間の定期募集で 3~4回落選している | 1点 | |
| | 現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2 現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯 現在、「高齢者世帯」に該当する。 現在、「心身障害者世帯等」に該当する。 現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「 世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯 現在、申込者が正当な理由により立退きを 現在、多数回落選者世帯に該当する | 現在、住宅に専用の設備が足りていな い。※2 台所・便所・浴室のいずれかが共用 現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。 75歳以上(後期高齢者)の方がいる 現在、「高齢者世帯」に該当する。 75歳以上(後期高齢者)の方がいる 9体1・2級、精神1級、療育A、のいずれ かに該当する方がいる 身体1・2級、精神1級、療育A、のいずれ かに該当する方がいる 現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「戦傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「弓揚者 世帯」「ハンセン病療養所入所者世帯」「犯罪被害者等世帯」のいずれかに該当する。 現在、申込者が正当な理由により立退きを求められている。※3 現在、多数回落選者世帯に該当する 第4※5 申込月から過去二年間の定期募集で 5回以上落選している 申込月から過去二年間の定期募集で | 現在、住宅に専用の設備が足りていない。※2 台所・便所・浴室のいずれかが無い 4点 別在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。 2点 現在、「ひとり親」「多子世帯」「子育て世帯」いずれかに該当する。 2点 現在、「こ該当する。 75歳以上(後期高齢者)の方がいる 現在、「高齢者世帯」に該当する。 75歳以上(後期高齢者)の方がいる 現在、「心身障害者世帯等」に該当する。 60歳~74歳の方がいる 現在、「記身障害者世帯等」に該当する。 9体1・2級、精神1級、療育A、のいずれかに該当する方がいる 身体1・2級、精神2・3級、療育B、その他特殊な疾病のいずれかに該当する方がいる 3点 現在、「配偶者等からの暴力被害者世帯」「取傷病者世帯」「原爆被害者世帯」「弓[場者 2点 現在、中込者が正当な理由により立退きを求められている。※3 4点 現在、多数回落選者世帯に該当する。 |

※1)住んでいる建物に住民票があることが条件です。車生活や路上生活、不法占有されている方等は加点されません。

※2) 寮や寄宿舎等に住んでいる方は加点されません。また、親族と同居している場合や建物賃貸借契約書を交わしてない 場合、設備の故障で使用できない場合も加点されません。

※3) 「正当な理由」とは、建物の取壊しや公共事業等による立退き請求などです。後日、証明書等の提出を求めます。家賃滞 納や迷惑行為、賃貸借契約終了等の本人に原因のある立退きは該当しません。

※4)過去に当選した方や補欠で当選した方で、辞退された方は該当しません。

※5)特定枠募集は該当しません。

| り離さないでください | 一次審査結果通知の受 (現住所)と違うところで | け取り先は、住民票の住所 でもかまいません。 |
|-------------|---|---|
| | | ブキに63円切手を 「貼ってください。 |
| 切り離さないでください | | −次審査)の際には は必要ありません。 |
| | 受ける方は、過去2年間の 込みを行い、抽選の結果し 順番が回らなかった方が 方や補欠で順番が回って 該当しません。 | 対する優遇措置」の適用を)募集において、3回以上申 いずれも落選または補欠で 対象となります。 当選した きた方で辞退された方は、 |
| | (多数回落選該当概 対象期間 | 闌) 申込んだ住宅名 |
| | への 一 一 「 の の の の の の の の の の の の の の の の の | |
| | 令和4年 9月募集 | 市営住宅 市営住宅 |
| 切り | 令和4年12月募集 | |
| 切り離さないでください | 令和5年 3月募集 | |
| らいで | 令和5年 6月募集 | |
| くだ | 令和5年 9月募集 | |
| さい | 令和5年12月募集 | 市営住宅 |

切

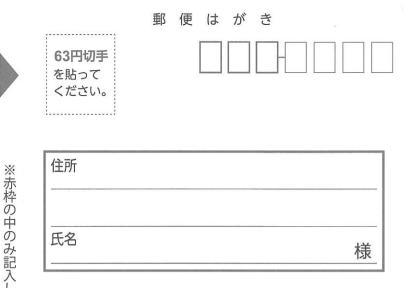
※赤枠の中のみ記入 してください

市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。

令和6年 3月募集

上記の期間以外の期間は対象とはなりません。



令和6年6月定期募集 一次審查結果通知書

| 申込住宅名 | | 市営住宅 | 層 | К |
|--------|---|------|---|---|
| 入居する人数 | 名 | | | |

※審査結果は裏面になります。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課

電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

ください

〈公社記入欄〉

| 審 査 1 | 審 査 2 | 審 査 3 | 特記事項 |
|-------|-------|---------|-------------|
| | | | |
| | | | |
| - | 審査1 | 審査1 審査2 | 審査1 審査2 審査3 |

| 作 | 成 | 印度 | 認 | 1 | 傩 | 認 | 2 |
|---|---|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

備考

| | 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)にあてはまる番号を〇で囲み、空欄に記入して |
|---|---|
| | 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきた 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別が 遠距離通勤をしている。 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求める |
| | 6. 住宅が狭くなったため。 7. その他 〔 |
| 2 | 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入し 1. 持家 ご所有者氏 2. 賃貸 ご借主氏名 3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 び借主氏名 4. その他() |
| | *市営住宅の申込者が借主でない場合は、原則とし |
| 3 | <u>申込者又は同居をしようとする方は、以前正 あてはまる番号を○で囲んでください。</u> <u>1. 有2. 無</u> |
| | 住んでいたことがある方は住宅名と入居 |
| | 住宅名:住宅 棟 号 |
| Λ | 外国籍の方は次の質問にお答えください。 |
| 4 | <u>あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入して</u> 国籍: 留学生(就学 |
| 5 | あてはまる番号を〇で囲み、空欄に記入して |

泰/小川貝に 関9 る 注息 二

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第 七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団 員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。 仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から 意見を聴取することができます。

当日日

入居申込み理由

は何ですか。(複数回答可) てください。 している。 居している。

られているが立ち退き先がない。

1

してください。 名

|] | [申込者との続柄 |] |
|---|----------|---|
|] | [申込者との続柄 |] |
|] | [申込者との続柄 |] |

て加点対象とならないのでご注意ください。

市営住宅に住んでいたことがありますか。

弓期間を記入してください。

入居期間: 年から 年まで

てください。 生を除きます)ですか 1.はい

2.いいえ

方がいらっしゃいますか。

さい。(あてはまる□には、チェック(√)をつけてください)・ 表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号

第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。 こ中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 骨な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。

関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。 日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。

易者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしく ら起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受け 令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び女性 害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(な 関等による 「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害 に取り扱う)

者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に

系属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない・

(義含む) であって政令で定める疾病の方。



_____ 令和6年7月11日



,